

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

	頁
●開示府令	3
▼全般	3
▼議決権行使結果[第19条第2項第9号の2]	4
▼コーポレート・ガバナンス体制[第二号様式記載上の注意(57)a]	14
▼内部監査・監査役監査の組織、人員、手続[第二号様式記載上の注意(57)b]	15
▼社外取締役・社外監査役[第二号様式記載上の注意(57)c]	17
▼役員報酬[第二号様式記載上の注意(57)d]	22
▼株式保有状況[第二号様式記載上の注意(57)e]	37
●「有価証券の売出し」	54
●指定外国金融商品取引所告示	56
●開示ガイドライン	57
●その他	58

※ 平成22年5月20日付で、項番71の2を追加しております。

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
金融商品取引法施行令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件	指定外国金融商品取引所告示
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告	金融審SG報告

	コメントの概要	金融庁の考え方
	●開示府令	
	▼全般	
1	上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実については、上場企業等の経営状況の透明性を向上させるため必要な取り組みなので賛成する。	貴重なご意見として承ります。
2	<p>開示府令案は、平成 21 年 6 月 17 日に公表された金融審SG報告の提言を受けた上場会社のガバナンス拡充のための措置と理解しており、非上場の継続開示会社を対象とするべきではない。金融商品取引所に株式を上場している上場会社に適用を限定すべきではないか。</p> <p>上場企業に限らず、すべての企業に適用すべきではないか。同族企業・オーナー企業でも、企業は社会の公器であるべきであり、己の利だけしか視野にない企業が多すぎる。</p>	上場企業は実態として誰もが投資者になることが想定されており、非上場会社に比べ、コーポレート・ガバナンスに関して、投資者に対するより高い説明責任が求められると考えられます。このため、今般の改正では、コーポレート・ガバナンスの状況に関する開示の充実については、国内で有効証券(法第5条第1項に規定する特定有効証券を除く。)を上場する会社に対し(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a)、また、臨時報告書による議決権行使結果の開示については国内で株券を上場する会社に対して(開示府令第 19 条第2項第9号の2)、それぞれ適用することしました。
3	上場会社等のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実については、上場企業等の経営状況の透明性を向上させるため必要な取り組みなので賛成する。	貴重なご意見として承ります。
4	制度の施行、適用については、少なくとも 2010 年度は準備期間として、必要性、政策目的・趣旨、導入によって生じる問題(副作用)への対応などを含め十分な議論がされていない段階においては、当該規制の導入については反対である。	今般の改正において、株式の保有状況の開示については実務的な負担が生じるものと考えられることから、経過措置を設け、段階的に適用することとしました(「改正府令等の概要」(別紙1)参照)。
5	詳細な開示要請が投資家にとってどの程度有益になっているのか、企業側には十分理解できない点もあり、負担ばかりを強いられているため、開示の目的、意識等について説明してほしい。	<p>投資者の関心が高まっているコーポレート・ガバナンス体制に関する取り組み及びその考え方等については投資者の投資判断に重要な情報であると考えられることから、有効証券届出書及び有効証券報告書において具体的に開示を求めることとし、開示府令第二号様式記載上の注意(57)aに従って具体的に記載する必要があります。</p> <p>なお、今般の改正において、株式の保有状況の開示については実務的な負担が生じるも</p>

		のと考えられることから、経過措置を設け、段階的に適用することとしました(「改正府令等の概要」(別紙1)参照)。
6	本来会社法の改正にて臨むべきと考えられる事項について内閣府令で対応しようとしている点について賛成しかねる。	金商法上の開示規制は、上場企業の投資者の投資判断に資する重要な情報の開示を促し、ひいては資本市場の活性化につなげる役割を担っています。上場企業のコーポレート・ガバナンスに対する投資者の関心の高まりを受け、上場企業の経営者が投資者に対する説明責任を具体的に果たす観点から今般の改正を行いました。
▼議決権行使結果[第 19 条第 2 項第 9 号の 2]		
7	<p>株主と発行会社との対話を促進するためには、誰が実質株主なのかを発行会社に通知しなければならず、議決権行使結果の開示だけでは不十分である。</p> <p>議決権行使結果の公表の必要性の説明が不十分である。</p> <p>わざわざ臨時報告書で開示すべき事項であるか疑問である。四半期報告書やTDnet等の開示でも十分であると考える。(東京証券取引所の要請は、議決権結果の公表手段は、各社の選択に委ねるが、TDnetを可能な限り併用することが適当としている。)</p>	<p>上場会社における株主意思を明確化し、市場を通じた経営陣への適切な牽制効果を期待する観点から、議決権行使の結果の開示を求める改正を行いました。</p>
8	<p>議案の可決に必要な数を超えて当日の全出席株主の行使状況を集計・加算することは、技術的にも、多大な負担となる(出席者各人の議決権個数が異なり、総会当日に短時間での集計は困難である)一方、当日の行使結果を詳細に把握、開示する必要性は低いと考えられる。金融審SG報告においても、「議決権の大半は株主総会前日までに行使されているところであり、総会前日までに把握した賛否の票数についての開示を求めることでも十分に意義ある開示になり得るものと考えられる。」との考えが示されている。</p> <p>当日出席した株主の議決権の数の一部を加算しない場合の理由の開示について、事前行使および大株主による当日行使分で承認可決の要件を満たしている場合は、当日分の賛否の全部または一部を集計・加算しないことが実</p>	<p>上場会社の株主総会においては、出席株主の議決権数(事前行使分、電子投票分及び代理人行使分を含む。)の一部を集計しない場合が多いという実態があります。このような場合には、臨時報告書に、当該議決権数の一部を賛成、反対又は棄権の議決権数に算入しなかった理由(例えば、事前行使分及び株主総会に出席した大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したものとして議決権の一部を集計しなかった等)の記載を求めることとしました(開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 二)。</p> <p>株主総会の出席株主の議決権の集計は会社法に則って行われますが、開示府令は株主総会当日の議決権行使の集計を義務化する内容ではなく、実務的に過度な負担を求めるものではありません。</p>

<p>務上定着しているにもかかわらず、加算しない理由の開示を義務づけることには合理的な理由がなく反対する。</p> <p>企業内容等の開示に関する内閣府令 第 19 条第 2 項第 9 号の 2 について、「二」を削除すべきである。「ハ」について、「当該決議事項（役員の選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数（総会当日の議決権の行使結果の全部又は一部を集計した場合にはその数を含む）、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果」のように修正すべきである。</p>	<p>議決権行使結果に係る臨時報告書の提出義務は、平成 22 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後開催される株主総会に適用されます。</p>
<p>事前行使分(当日行使分を除く)及び/又は大株主による当日行使分の集計だけで可決要件を充足することが判明する場合には、当該集計結果に基づく議決権の数のみを開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 ハとして開示し、当日行使分の一部を加算しなかった理由として「上記のとおり集計した結果、可決要件を充足したことが確認できたため」という旨の開示をすることで足りるか(換言すれば、この場合、当日出席株主の賛否の数を集計することは不要か)。</p>	
<p>平成 22 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定されているが、本件改正案の対応には相応の期間が必要であり、相応の経過措置を設けてほしい。</p>	
<p>9 役員を選任又は解任に関する決議事項について、個別の決議事項の結果を開示させる点につき、株主総会の実務運営における一括審議採決を否定する趣旨であるのかが不明確。</p>	<p>株主総会当日の採決方法は会社法に則って行われるものであり、本開示府令はこれに変更を加えるものではありません。</p>
<p>10 議案が可決されたか否かの結果を超えて、得票割合まで臨時報告書で開示しなければならないとする緊急性・重要性は乏しいと考えられる。提出会社の費用や事務負担を考慮し、開示するとしても総会后最初に提出する四半期報告書での開示としてほしい。</p>	<p>株主総会開催後、速やかにその議案ごとの議決権行使の結果を投資家に対して開示することが重要であると考え、臨時報告書による開示を求めることとしました。</p>

	<p>議決権の行使結果を臨時報告書に開示するのは、縦覧期間が1年しかなく、開示の翌年には縦覧できなくなる。これを臨時報告書ではなく、総会後の四半期報告書又は半期報告書並びに有価証券報告書において記載することにできないか。</p>	
11	<p>開示府令案第19条第2項第9号の2の「株主総会」には、定時株主総会および臨時株主総会の双方が含まれるとの認識でよいか。</p> <p>定時株主総会終了後に提出される有価証券報告書に、本号に掲げる事項が記載されている場合には、第9号同様、臨時報告書の提出を不要とすべきではないか。また、当該有価証券報告書に記載する本号に掲げる事項は、本号二と同様、一部を記載しないことができる、とすべきではないか。</p>	<p>開示府令第19条第2項第9号の2の「株主総会」には、定時株主総会及び臨時株主総会の双方が含まれます。</p> <p>また、株主総会開催後、速やかにその議案ごとの議決権行使の結果を投資家に対して開示することが重要であると考え、臨時報告書による開示を求めることとしました。</p>
12	<p>法令上、臨時報告書虚偽記載の場合には罰則の適用があるが、事前行使の集計は証券代行の報告に沿っていれば問題ないということを確認したい。</p>	<p>議決権行使結果に係る臨時報告書が罰則の対象となるか否かは、重要な事項につき虚偽があるか否かにより、個別の状況を勘案して判断されると考えられます。</p>
13	<p>開示府令案第19条第2項第9号の2ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算せず臨時報告書を提出したときであってその理由が記載されている場合には、後日、その数が確定したときでも、臨時報告書の訂正報告書の提出が求められることはない、との理解でよいか。</p>	<p>臨時報告書を提出した後に議決権の数が確定する場合として想定される具体的な場面が明らかではありませんが、会社法に則って行われた議決結果等を開示する必要があると考えられます。</p>
14	<p>開示府令案第19条第2項第9号の2ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しない臨時報告書の提出を許容する趣旨は、議決権の大半は株主総会の前日までに行使されており、総会前日まで把握した賛否の票数についての開示を求めることでも十分に意義ある開示になり得るものである、との考えによるものか。</p>	<p>ご意見のとおりであると考えられます。</p>
15	<p>開示府令案第19条第2項第9号の2に係る臨時報告書の提出期限である「遅滞なく」(金商法第24条の5第4項)の解釈(日数等)を明示すべきではないか。また、明示しないとすれば、同号に係る臨時報告書の提出期限は同号ハの事項として開示する議決権の数の集計方</p>	<p>株主総会における議決権行使結果の開示に係る臨時報告書は、議決権の集計及び当該集計を踏まえた臨時報告書の作成に要する実務的に合理的な時間内に提出すれば、「遅滞なく」提出する要件を満たすと考えられます。</p>

	<p>法によって異なり、議決権行使結果の集計が終わった時点(但し、不合理に長く集計に時間を要した場合には、当該集計のために合理的に必要な時間が経過した時点をいう。)から「遅滞なく」臨時報告書を提出すればよいと考えるが、そのように明確に読み取れる文言とすべきである。</p>	
16	<p>開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 口の「当該決議事項の内容」とは、①実際に上程され決議の対象となった議案の内容を指すものであること、②議案の要旨がわかる程度に記載し、議案の提案の理由及び参考事項の詳細を記載する必要がないことを明確にすべきである。</p>	<p>「当該決議事項の内容」(開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 口)は、臨時報告書が対象とする株主総会のどの議案に係る議決権行使結果であるのかを明らかにする趣旨で記載するものです。そこで、基本的には議題を記載することになると考えられますが、議題の記載だけでは他の議題と区別がつかなくなる場合には、当該他の議題と明確に区別ができる記載を行うことが必要です。例えば、複数の候補者に係る取締役選任議案を一つの議題にまとめている場合、取締役選任の件であることに加えて候補者の氏名を記載する必要があります。</p>
17	<p>「当該決議事項が可決されるための要件」の内容として、定足数の記載は必要か。必要な場合の具体的記載方法は以下でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席した議決権の過半数の賛成 ・ 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上の出席とその過半数の賛成 ・ 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上の出席とその3分の2以上の賛成 <p>「当該決議事項が可決されるための要件」とは、いわゆる普通決議、特別決議といった内容を記載するとの理解でよいか。</p>	<p>「当該決議事項が可決されるための要件」として、定足数及び議案の成立に必要な賛成数に関する要件を記載する必要があると考えられます。例えば、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数といった記載をすることが考えられます。定足数を満たさなかった場合は、開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 ハに定める「当該決議の結果」として、定足数を満たさなかったために可決もされなかった旨を記載することになると考えられます。</p>
18	<p>「当該決議事項に対する〔中略〕賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数」(開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 ハ)との記載事項との関係で、出席株主に係る議決権個数の総数を開示することは不要である旨を明確化すべきである。その開示が要求されると、当日出席株主の議決権総数の集計が不可欠となり、会社に過重な事務負担を強いる結果となることを理由とする。</p>	<p>開示府令で記載することが求められるのは「当該決議の結果」としての可決の「根拠となる」議決権数の割合」です(開示ガイドライン 24 の 5-30)。</p> <p>実務的には、上場会社の株主総会において当日出席に係る株主の議決権数自体は集計されることは多くあり、このような場合は、事前及び当日の集計で確認した数を普通決議事項に係る可決の「根拠となる」議決権数の割合」の分母として用いることになると考えられます。</p>

		出席株主の議決権数を確定することを行わなかった場合でも、個々の確認内容に応じて、その根拠となる議決権数の割合を記載することが必要になります。
19	<p>「当該決議事項に対する〔中略〕賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数」(開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2ハ)との記載事項については、厳密な数でなくとも、概数又は幅のある数字(レンジ)で記載することも許されるか。</p> <p>上記の記載が許されるとした場合、例えば、当日出席株主の賛否の数について幅のある数字(レンジ)で記載した場合にも、同号二の規定に基づきその理由を開示しなければならないか。</p>	賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数について、概数又はレンジではなく、会社が確認した数及び割合を開示する趣旨です。
20	<p>行使されなかった議決権の数については、「当該決議事項に対する〔中略〕賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数」(開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2ハ)に含めるべきでないか理解してよいか。</p> <p>会社法施行規則第 63 条第 3 号二ないし同 66 条 1 項 2 号に基づき、株主から提出された議決権行使書面に各議案に対する賛否・棄権の欄に何らの記載もない場合には議案に賛成の意思表示がなされたものと取り扱う旨が定められているときには、株主から提出された議決権行使書面に各議案に対する賛否・棄権の欄に何らの記載もない場合には「賛成の意思の表示に係る議決権の数」(開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2ハ)に加算して差し支えないとの理解でよいか。</p> <p>株主から提出された議決権行使書面に各議案に対する賛否・棄権の欄に何らの記載もなく、かつ、その場合に関する取扱いを定める記載(会社法施行規則第 63 条第 3 号二、第 66 条第 1 項第 2 号)もなされていない場合には、これを「棄権の意思の表示に係る議決権の数」(本件開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2ハ)に加算すべきか、それとも、いわゆる無効票として、「賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数」(同号ハ)のいずれにも加算すべ</p>	賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数の集計の方法は会社法に則って行われるものであり、本開示府令はこれに変更を加えるものではありません。

	<p>きではないか。</p> <p>「当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数」とあるが、この「意思の表示に係る議決権の数」はいわゆる議案の採決時だけでなく、欧米でも一般的に行われているような株主総会終了時に回収した投票用紙を集計することによる数とすることもよいか。その場合、開示の際に、例えば「上記賛成、反対及び棄権の数は、株主総会前日までに議決権が行使されたものに加え、株主総会当日において当日出席した株主から株主総会終了後に回収した投票用紙により集計した数を含んでおります。」と注記することでよいか。</p>	
21	<p>個々の議案の賛否割合の開示が有益であるということの根拠が明確ではなく、開示を一律に義務付ける必要性はないと考える。また、個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示については、「公開人気投票的な場」にさらされたくないとの理由で、社外取締役や社外監査役の人材確保が一層困難になりかねない。</p> <p>役員選任議案の場合に候補者ごとの賛否の議決権数を開示することは、独立役員届出制度の運用を硬直化させる可能性があり、時期尚早であるとする。現時点では、候補者ごとの開示を行うか、候補者全体の数値（「〇%ないし〇%」など）を開示するかは会社の選択に委ねることが妥当であり、対象者ごとの賛否の開示は役員解任決議の場合に限るのが適切であるとする。</p>	<p>決議事項の可決・否決に加えて、得票数や得票割合を具体的に開示することで、株主意思がより明確になり、経営陣に対する適切な牽制効果も期待できると考えられます。</p> <p>投資者が会社のガバナンスを具体的に評価する上で、株主の信任を受けて経営や監督にあたる役員人事に関する分析は重要な要素になるものであり、役員選任議案は株主の役員人事権行使の根幹をなします。また、役員選任議案は候補者ごとに独立した議案です。このため、役員候補者が株主から受けた信任としての議決権行使結果を候補者ごとに開示することは適切であると考えられます。</p>
22	<p>継続開示会社であっても非上場の会社においては株主数も少ない会社が多く、会社法第319条により株主総会を開催しないでみなし決議とする場合もあることから、議決権行使結果の開示については非上場会社を適用除外とすべきである。</p>	<p>開示を求める趣旨はご指摘のとおりであり、その旨を明確化しました。今回の開示府令の改正において、臨時報告書の提出が必要となる者は、「当該提出会社が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者である場合に限る。」としているため、非上場会社においては、提出する必要がありません。</p>
23	<p>「株主の代理人による代理行使に係る議決権及び会社法第311条第2項の規定により」とあるが、会社法第312条第3項（電磁的方法に</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>

	<p>よる議決権の行使)も含むのではないか。</p>	
24	<p>議決権行使結果の開示については、会社議案が株主の支持をどの程度受けたのかを共有することで、株主と会社との対話のための重要な情報になると考える。そのためには、単に議案が承認されたかどうかだけでなく、何%の賛成(反対)があったのかを具体的に示すことが必要である。</p> <p>本来は当日出席者を含めた全ての投票結果を開示することが望ましいが、当日分の集計が技術的に困難であり、かつ全体の投票数に占める比率が少ない場合には、当面これを除外して集計することもやむを得ないと考える。</p> <p>以上の観点から、今回の開示案は必要十分な内容を含むものとする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
25	<p>現状、役員選任議案の賛否は、議案単位での賛否であり役員個別の賛否はとっていないが、どのように記載すればよいか。</p>	<p>役員を選任又は解任に関する決議事項である場合には、当該選任又は解任の対象となる者ごと、会社法に則って、議決結果等を記載する必要があります。</p>
26	<p>上場会社に株主総会における議案ごとの賛成、反対、棄権に係る議決権行使結果の開示を求めることは、株主総会の透明性向上に大きく寄与するものとする。事前行使分(及び当日出席の大株主分)の集計により条件が満たされれば(可決要件の充足等)、開示府令案では、その結果の開示で足りることは理解する。</p> <p>なお、日本の上場会社は完全な議決権行使集計(直接もしくは代理で当日出席する株主全ての議決権集計を含む)に向かうべきと考えられ、完全な議決権行使集計は、全ての株主に公平であり、今の情報テクノロジーをもってすれば、効果的かつ効率的に実現可能である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
27	<p>開示府令案第19条第2項第9号の2柱書に定める「決議」には、いわゆる修正動議(株主総会における株主による議案提案)に対する決議が含まれるか。会社提案と矛盾する修正動議がなされた場合であって、会社提案について株主総会前日までの書面又は電磁的方法による議決権行使の状況から会社提案が可決されることが判明している場合にまで、修正動議に関する議決権行使結果を開示する必要</p>	<p>会社法に則って行われる修正動議の採決の要否及び方法を開示府令が変更するものではありません。修正動議の場合における臨時報告書の具体的な記載内容は採決に関わる事情により異なると考えられますが、いずれにしろ会社法に則って行われた決議結果を開示することが必要になると考えられます。</p>

	<p>があるか。</p> <p>会社法第 304 条により、株主総会場において出席株主から議案が提出された場合(以下「修正動議」という)、これについては株主総会参考書類に記載されていないことから、当該修正動議が否決されたときは臨時報告書による開示の対象とならないようにしていただきたい。仮に、開示対象となるとした場合、修正動議は会社提出の原案(株主総会参考書類に記載されている内容のもの)と相反し、並立して可決され得ないものであることから、原案が賛成多数で可決されれば(この賛成の個数は開示される)、必然的に当該修正動議(複数の場合もある)はすべて否決されたとみなされるので、修正動議については否決された旨のみ記載することとしてほしい。</p>	
28	<p>議長不信任等に関する動議(いわゆる手続的動議)に対する決議は、開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 柱書に定める「決議」に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>手続的動議は「決議」に含まれないと考えられます。</p>
29	<p>開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 への「当該決議の結果」とは、まさに賛否・棄権の集計結果を指し、当該議案の審議・採決の順序や内容、提出された動議の採否などを含まないことを明らかにすべきである。</p>	<p>「当該決議の結果」とは、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合をいい(開示ガイドライン 24 の 5-30)、議案の審議、採決の順序はこれに含まれません。</p>
30	<p>開示の対象は、「賛成」と「反対・棄権」と纏めるべきであって、「反対」と「棄権」を区別すべきではない。</p>	<p>議決権行使の集計において棄権票を反対票と区別しない場合は、その旨を臨時報告書に記載してください。</p>
31	<p>有価証券報告書に、会社法第 438 条に掲げられた、定時株主総会に報告したもの、または、その承認を受けたものを添付することとされているが、開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 に基づき株主総会決議事項の内容の開示を行うのであれば、「その承認を受けたもの」の開示が重複することになるがよいか。</p>	<p>開示府令第 19 条の 2 第 2 項第 9 号の 2 に基づく臨時報告書の記載事項は、主として株主総会における議決権行使の結果に関わるものであり、当該結果が対応する決議事項の内容について詳細な記載を求めるものではありません。</p>
32	<p>株主総会決議事項の内容の開示については、「定時」株主総会に限らず、臨時株主総会や種類株主総会も該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりであると考えられます。</p>
33	<p>開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定の趣旨は、「株主に対する説明責任を果たすと</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>いう観点から、上場会社等における株主総会の各議案ごとの議決権行使結果(得票数等)が開示されることは、株主の意思が明確化され、また、市場を通じた経営陣に対する望ましい牽制効果を期待することができる(規制の事前評価書)と理解しているが、かかる趣旨は賛同できるものであるし、また開示府令改正案の内容であれば企業にとって新たに大きな実務上の負担を生じるとまではいえないことから、賛成である。</p>	
34	<p>「当該決議の結果」を記載する際の総数は、出席した株主の議決権の数と解されるので、出席した株主の無効な意思表示(たとえば、会社提案と株主提案の双方に賛成したため定款所定の取締役員数を超過するような議決権行使結果など)に係る議決権の数もこれに含まれると思われるが、開示府令改正案では、無効票を記載すべきとしていない。無効票が出た場合、総数と賛成、反対及び棄権の合計数との間に差が生ずることになるが、無効票の欄を付加するか、注記で総数と賛成、反対及び棄権の合計数との差が無効票の数であると記載するなどの対応は会社の判断に委ねられていると解すべきであるが、その点を明示すべきである。</p>	<p>無効票を出席株主の議決権数に含めるか否か等の無効票の取扱いについて、会社法に則って行われる限り、開示府令で特定の方法を定めるものではなく、実際の取扱いも臨時報告書の記載事項ではありません。</p>
35	<p>株主総会の当日行使分について、加算しない実務があることを前提として、その実務を正面から認めるものと考えられるが、以下の開示事項を追加すべきである。①加算しなかった理由だけでなく、加算しなかった理由に係る監査役の見解、②加算しなかった分に係る議案について可決に必要な議決件数③加算しなかった分につき、加算しなかった議決権の総数及びその議決権にかかる株主数</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
36	<p>対象は本邦内で株券を上場している会社に限るべきと考えます。サムライ債の発行者のように本邦内の株主に対する説明責任という発想が全く当てはまらない発行者については、除外すべきと考える。</p> <p>また、外国会社については、たとえ日本で株券を上場していたとしても、本国で同種の開示が</p>	<p>日本で上場する企業は、実態として誰もが投資者になることが想定されており、日本の非上場会社に比べて、コーポレート・ガバナンスに関して、投資者に対するより高い説明責任が求められると考えられます。また、外国企業であっても日本で上場していれば、情報の比較可能性等の観点から、投資者に対して上場す</p>

	<p>求められている場合に限るべきと考えます。さもなければ、外国会社の日本での上場をますます低迷させる要因となりうると考えられる。</p>	<p>る日本企業と同等の情報開示を求めることが望ましいと考えられます。そこで、議決権行使結果の開示に係る臨時報告書の提出は、国内で株券を上場する者に(開示府令第 19 条第2項第9号の2)適用されることを明記しました。</p>
37	<p>議決権行使結果の開示は、発行体会社による集計時の不正の防止に寄与するが、反面、以下のようなデメリットもあると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集計の恣意的な悪用という点は日本では重要な問題となっていないため、特段追加で手当が必要とは考えない。 ・行使結果開示を求めるのであれば、総会前行使分+当日行使分を合算集計した結果であることが本来望ましい。 ・あわせて集計手法を含む議決権行使関連プロセスの電子化(システム化)を義務付けることを検討してほしい。 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
38	<p>議決権行使結果については、臨時報告書において、株主総会における議案ごとの議決権行使の結果(得票数等)を開示することは、投資家が投資を行う際に現状の投資家の投票行動が参考になるので、望ましいことだと考えられる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
39	<p>たとえ一単元株の保有者であっても自分の投票した株がカウントされることは重要である。大株主の分のカウントでこと足りるようになってしまえば、それ以外の株主の声はすべて無視され、ひいては日本の株式会社の民主的運営は崩れてしまう。もし株主総会の際の議決権行使結果を開示しない場合には、かかるコストの具体的な金額を示した上で開示しない方が株主にとって便益がある旨を説明することを義務付ける必要がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
40	<p>臨時報告書において、株主総会における議案ごとの議決権行使の結果(得票数等)を開示させることとする開示府令案について全面的に支持する。これも日本のコーポレート・ガバナンス史上、極めて画期的なことである。これに加えて、将来的には、第三者による集計と秘密投票の実施を法律上、会社に義務付けることも必要であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

41	開示府令案第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の臨時報告書提出事由につき、有価証券報告書又は四半期報告書にて開示された場合には、改めて臨時報告書の提出は不要という扱いを明記されたい。定時総会の直後に有報が提出されることは通例であるため、改めて同一事由につき臨時報告書を出すまでもない。なお、同様の事例は存在する。	貴重なご意見として承ります。
42	議決権行使結果の開示に賛同する。しかし、当日出席の意義を失わせないよう全ての議決権行使分を集計させるべきである。	貴重なご意見として承ります。
▼コーポレート・ガバナンス体制[第二号様式記載上の注意(57)a]		
43	提出会社の「企業統治の体制の概要」とあるが、従来から記載事項として掲げられている「会社機関の内容、内部統制システムの状況等」に加えて、新たにどの様なことを記載すべきかについて具体的に示してほしい。	ご意見を踏まえ、「企業統治の体制」には「企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」を含むことを開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(a)に追加しました。監査役設置会社及び委員会設置会社における会社法上の法定の機関に関する内容に加えて、例えば、経営諮問委員会、常務会等を任意に設置している場合にはその内容を記載することが考えられます。
44	<p>コーポレート・ガバナンス体制を採用する理由、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員の有無、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携、そして社外取締役を設置していない場合の理由について、上場会社からの開示が向上することを歓迎する。</p> <p>その上で、このような開示が投資家にとって有益となるよう、有価証券報告書等での書面での説明に加え、上場会社が株主と開示内容につき対話することが求められ、奨励されるべきであると考えます。その場合、コミュニケーションは双方向となり、当該ガバナンス体制を採用する理由とされた事項に関し、株主が会社に自らの考えを伝えることが可能となる。コーポレート・ガバナンス体制に関する記述は形式的もしくは過度に法的になることが多く、必ずしも投資家が投資プロセスで使用できる情報を生み出さないことは明らかである。</p>	貴重なご意見として承ります。
45	上場企業が自らの意思で参加する各金融商	貴重なご意見として承ります。

	<p>品取引所の規則を通じ、コーポレート・ガバナンス報告書に本改正と同様の開示をなすべきことが、既に上場会社に義務付けられている。取引所規則のようないわゆるソフト・ローによる規制のメリットを重視する近時の議論の動向(例えば、金融審SG報告においてそのような記述が見られる。)に鑑みると、まずは、このような取引所における実務の動向を見極めて規制の実効性や合理性を検証してから、ハード・ローすなわち法令による規制を導入すべきである。</p>	
46	<p>会社が採用するコーポレートガバナンス体制の開示の充実に賛同する。この項目において、会社は、ガバナンス構造が効率的な意思決定、リスク管理の監督をどのように支えているかを含めて開示するべきである。</p> <p>日本の監査役制度の強みは理解しているが、監査役と独立取締役の役割は根本的に異なるのであり、独立取締役の導入や取締役会の独立性を高めることを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
47	<p>コーポレート・ガバナンス体制の開示について、体制の透明性を高めるものとして評価するが、全ての会社において、最低2名の社外取締役を設置するべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>▼内部監査・監査役監査の組織、人員、手続[第二号様式記載上の注意(57)b]</p>		
48	<p>「(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その事実)」とあるが、「知見を有する」とする具体的な判断基準(どのような事象・レベル等)を示してほしい。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (b)に規定する「財務及び会計に関する相当程度の知見」は、会社法上の事業報告書における監査役又は監査委員の「財務及び会計に関する相当程度の知見」(会社法施行規則第121条第8号)と同義であり、公認会計士や税理士など一定の法的な専門資格を有する場合に限定されるものでなく、例えば経理部門で財務・会計に関する実務経験を積むことにより知見を有することとなる場合等も該当し得るものと考えられます。</p>
49	<p>内部監査部門の組織、人員についても、内部監査の知見を有する職員がいる場合(たとえば内部監査人の資格を有するものなど)、その人数・資格等を具体的に記載すると有用である。</p>	<p>内部監査の組織及び人員も開示事項です。そこで、内部監査に資する専門的な知見があることに鑑み内部監査に従事させている者がいるときにその内容を具体的に記載することも考えられます。</p>

<p>50</p>	<p>海外の投資家にアピールすべきは、日本独特の監査役制度の仕組み(経営監視の専門機関、社外監査役半数以上、独任制など)と経営監視活動の実態である。このような観点から、組織、人員、手続、関連部署との相互連携の開示に加え、次の事項の記載も求めてほしい。</p> <p>① 経営監視機関としての監査役(会)の役割 ② 監査役と代表取締役社長との定期面談の実施状況 ③ 監査役選任の同意権・提案権の行使状況</p> <p>立法を担当される金融庁には、次の3点で強い影響力を発揮してもらいたい。</p> <p>① 監査役(会)の経営監視機能の向上を促進する。 ② 法制化されていない社外取締役の選任は企業の判断に任せ、導入に向けての強引な誘導は差し控える方針へ転換する。 ③ 日本型ガバナンスの仕組み(社外取締役中心ではなく、監査役(会)中心)と実情を積極的に海外に向けて発信する。</p>	<p>監査役設置会社における監査役の監督機能のあり方は様々であり、会社法上の監査役の権限を活用するものから任意に工夫を行い監査役の機能強化を図るものまで、各社が様々な取組みをしていることが考えられます。そこで、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(a)から(c))では、一部の取組みに対応する具体的な開示項目を設けることはせず、一般的な記載事項を設けてその中で各社が具体的な取組みを記載することにしていきます。</p> <p>例えば、①「監査役監査」の「手続」(同(b))、②「監査役」又は「社外監査役」と「内部統制部門との関係」(同(b)及び(c))、③「社外監査役」が「提出会社の企業統治において果たす機能及び役割」(同(c))、④「企業統治に関する事項」(同(a))を「具体的に、かつ、分かりやすく」記載する中で、会社の監査役機能強化に関わる独自の取組みを記載することが考えられます。</p>
<p>51</p>	<p>会計監査については公認会計士または監査法人が行う会社においても、かかる人材の確保が必要か。屋上屋を架することにならないか。むしろ、経営法務における知見のある人材の方が適しているのではないか。</p>	<p>監査役としてどういった人物が適任であるかは、個々の会社における多様なコーポレート・ガバナンス構造を踏まえ、会社・投資者が判断する事項であると考えられます。</p> <p>その中で、監査役による監査の実効性が不足している、財務・会計に関する専門的な知見が不足するケースがあるといった指摘がなされており、監査役の監督機能強化に関わる各社の取組み状況の一つとして、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役がいれば、その内容を具体的に開示することとしました。</p> <p>有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(a)から(c))では、一般的な記載事項を設けてその中で各社が具体的な取組みを記載することにしていきます。例えば、①「監査役監査」の「手続」(同(b))、②「監査役」又は「社外監査役」と「内部統制部門との関係」(同(b)及</p>

		<p>び(c))、③「社外監査役」が「提出会社の企業統治において果たす機能及び役割」(同(c))、④「企業統治に関する事項」(同(a))を「具体的に、かつ、分かりやすく」記載する中で、財務・会計面での人材確保以外の会社の監査役機能強化に関わる独自の取組みを記載することが考えられます。</p>
52	<p>「社外取締役と内部統制部門との連携」の記載を求めている点について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」においては「監査役又は監査委員会との連携」は規定されているが、取締役との連携は規定されていないことから、内部統制基準・実施基準との整合がとれていない。</p> <p>「内部統制部門」とは、「財務報告に係る内部統制」に限った「狭義の内部統制」を所管する部門に限定するものではなく、会社法上の内部統制システムで定義される「広義の内部統制」を所管する部門との理解でよいか。</p>	<p>「内部統制部門」とは、内部統制機能を所轄する部署で、例えば、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門等が該当すると考えられ、財務報告に係る内部統制もその一部をなすと考えられます。開示府令に規定する内部統制部門は、財務報告に直接的に連動するもののみではなく、より広く提出会社の業務の適正を確保する機能をいうと考えられます。</p>
▼社外取締役・社外監査役[第二号様式記載上の注意(57)c]		
53	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)cに係る改正については、社外取締役を選任しないことが不適切であるとの価値判断が前提となっているように読める。確かに、海外投資家が監査役や社外監査役についてよく理解していないという現実はあるかもしれない。しかし、社外取締役と社外監査役との二重の監督体制は、それぞれの役割を曖昧にし、かえってコーポレート・ガバナンスを弱体化するとの意見もあるところである。また、社外取締役を選任するかどうかについては、各会社の自治に委ねられており、少なくとも会社法上はどちらの方が優れているとも評価されていないはずである。そのような状況において、海外投資家が監査役や社外監査役についてよく理解していないといっても、取引所規則というレベルであればともかく、国法のレベルで社外取締役を選任しないことが不適切であるとの価値判断を示すのは適切ではない。</p> <p>したがって、本改正の趣旨は、現時点では取引所規則によって達成されており、重ねて法</p>	<p>監査役会設置会社か委員会設置会社であるか否かに加え、監査役設置会社の中でも、具体的な企業統治体制は多様であると考えられます。ご意見を踏まえ規定を修正し、①「社外取締役又は社外監査役を選任している場合には」、「社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割(当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）」、「社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方」等を、②「社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には」、「それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」を、それぞれ記載することとしました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))。</p> <p>例えば、監査役設置会社で社外取締役を選任していない場合、①として社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割や選任状況に関する提出会社の考え方を記載し、②として社外取締役に代わる社内体制及び当該</p>

	<p>令で規制するのは不適切であると考えられることから、本改正に反対するものである。</p> <p>金融審SG報告において、上場会社にとってふさわしいと考えられるコーポレート・ガバナンスのモデルとして①委員会設置会社化、②取締役の3分の1ないし2分の1以上を(独立)社外取締役とすること、③独立性の高い社外取締役を1名ないし複数選任した上で、監査役会や内部監査・内部統制担当役員等との連携を図っていくことの3つが掲げられている。しかし、実効的なコーポレート・ガバナンス体制のあり方は提出会社ごとに異なるはずであり、これを一律の基準で評価することはできないはずである。また、日本の上場会社の半数以上が社外監査役を軸とする上記3つのタイプのいずれにも該当しない企業統治体系を採用しているのが現実であり、望ましいコーポレート・ガバナンス体制のあり方は、必ずしも上記の3つの類型に限られるものではない。したがって、望ましいコーポレート・ガバナンス体制のあり方の一類型として、既存の社外監査役を軸とする体制も上記の3つの類型と同様のモデルとして提示することを強く要望する。</p>	<p>体制を採用する理由を記載することになると考えられますが、①及び②の記載事項で関連又は重複する内容はまとめて記載することも考えられます。</p>
54	<p>社外取締役は責任が軽減されている。このような責任が軽減されてしまっている取締役の設置は奨励されるべきではない。なぜ責任が軽減された取締役を設置するのが善いのか、理解できない。また、なぜ腰掛け的な社外取締役が善いのかも理解できない。取締役の責務は社外でも社内でも同じである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
55	<p>社外役員が企業統治において果たす「機能及び役割」の具体的な記載とは、機能と役割の違いの記載を求めるのか、または、取締役と監査役それぞれの機能と役割についての記載を求めるのか。</p>	<p>社外役員の機能及び役割について、重複する記載内容はまとめて記載することも考えられます。</p>
56	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)cにおいて、社外役員と内部統制部門及び監査との連携における「監査」とは、bにおける「内部監査及び監査役(監査委員会)監査」と同義との理解でよいか。</p> <p>また、「内部統制部門」の範囲について例示</p>	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)cにおける「監査」とは、bにおける「内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査」と同義です。この点を明確にするため、開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c)の「監査」を「内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会</p>

	<p>してほしい。</p> <p>さらに、内部統制報告制度との関連についての記載も必要ではないか。</p>	<p>計監査」に修正しました。</p> <p>「内部統制部門」とは、内部統制機能を所轄する部署で、例えば、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門等が該当すると考えられます。</p> <p>財務報告に係る内部統制も当該内部統制機能の一部をなすと考えられますが、これに限られるものではありません。</p>
57	<p>会社法上、「社外取締役」「社外監査役」と「社外役員」は別のものなので、開示府令第2号様式記載上の注意(57)cで記載対象とすべきは、実質的に社外の立場で活動する会社法施行規則第2条第3項第5号の「社外役員」ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、開示府令第2号様式記載上の注意(57)a(c)等における社外取締役・社外監査役は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役・社外監査役をいう旨を規定しました(開示府令第2号様式記載上の注意(57)a(c))。</p>
58	<p>コーポレート・ガバナンス体制について、今回の取締役会構成の理由の開示について支持する。さらに、英国でのガバナンスに関するヒックス報告書で提議されているような、社外取締役の役割を明記するための行動規範 (code of conduct) が採択されることを切望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
59	<p>社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携として典型的に想定されている活動を例示的に規定するなどして、「連携」の意義を明確にすべきである。</p> <p>それぞれの連携に程度の差があることが想定されるが、それを踏まえて記載の程度に軽重をつけることは許容されるとの理解でよいか。</p> <p>「社外役員と内部統制部門及び監査との連携」については、例えば、社外役員を補佐する担当セクションや担当者を置き、当該担当者が社外役員に対して内部統制部門や監査に係る情報を伝達するなど、間接的に連携している場合においては、その点を記載するものとの理解でよいか。</p>	<p>コーポレート・ガバナンスの状況として、内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査(以下「監査部門」という。)の相互連携は既に開示事項とされています(改正前の開示府令第2号様式記載上の注意(57)b)。</p> <p>①社外取締役及び社外監査役による監督・監査の実態を具体的に開示する観点から、社外取締役及び社外監査役の監督又は監査と監査部門との相互連携を開示事項に追加し(改正後の開示府令第2号様式記載上の注意(57)a(c))、②監査部門、社外取締役及び社外監査役による内部統制部門に対する監督・監査の実態を具体的に開示する観点から、監査部門、社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係を開示事項に追加しました(同(b)、(c))。②について、内部統制部門が監査部門等から監督・監査を受ける立場にある点に鑑み、「相互連携」を「関係」という表現に修正しました。</p> <p>これらの監査・監督の相互連携や内部統制部門との関係として、その程度や内容は様々</p>

		であり、担当者同士の直接的な連携又は関係がない場合であっても、間接的な連携又は関係について具体的に記載することが考えられます。
60	<p>社外役員について、提出会社との利害関係の有無を具体的に記載することとされているが、この関係性について東京証券取引所が定める「独立役員」の規定と連携した記載がされると、投資家にとってはより使いやすいものになると思われる。</p>	<p>上場会社の社外取締役又は社外監査役の独立性の判断に関わる事情(例えば、提出会社の親会社又は兄弟会社との関係)は、①従前からの開示項目である「社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))や②今般の改正で盛り込まれた「社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方」(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))として具体的に記載することが考えられます。なお、非上場会社においても、①は従前から開示項目とされています(同 b(c))。</p>
61	<p>個別の社外独立役員に発行体企業が求める役割・機能(少数株主の観点、外部の視点、コンプライアンス強化、指名機能、報酬機能、監査機能等)を明確にするような開示項目も検討してほしい。ESG 項目「Environment 環境、Social 社会、Governance 企業統治」という項目の採用も検討してほしい。</p> <p>「社外役員」の項は、監査役設置会社と、委員会設置会社を区分して別々の条文とすべきである。両者における社外役員の内容と位置づけが異なる以上、条文は別々に書くほうがわかりやすくなる。</p>	<p>①「社外取締役又は社外監査役を選任している場合には」、「社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割(当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）」、「社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方」等を、②「社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には」、「それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」を、それぞれ記載することとしました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))</p>
62	<p>「提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由を具体的に記載すること。」を追加したことで、今後はコーポレート・ガバナンス体制の全体像について記述が増えると考えられる。さらに、当該体制を採用する理由の具体的な記載により、コーポレート・ガバナンスに対する各企業の考え方が把握し易くなる点を評価している。</p> <p>また、①社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携、②社外取締役・社外監査役の設置状況・設置していない場合の理由等について、開示を義務付けた点も評価している。こ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	これらの開示によって、社外取締役、社外監査役制度が上手く機能しているか、社外取締役に対して各企業がどの様に考えているかなどを、外部から判断し易くなる。	
63	<p>①コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由、②財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員の有無、③社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携、④社外取締役・社外監査役の設置状況・設置していない場合の理由について、</p> <p>②～④については基本的に①に包含される内容であることと、各々以下の問題があることから開示の義務付けには反対する。</p> <p>なお、①については開示の義務付けを特段反対するものではないが、東京証券取引所が定めた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」のなかで開示する内容と重複するため規制を設ける意義を確認したい。</p>	<p>投資者の関心が高まっているコーポレート・ガバナンス体制に関する取組み及びその考え方等については投資者の投資判断に重要な情報であると考えられることから、有価証券届出書及び有価証券報告書において具体的に開示を求めることとし、記載上の注意(57)aに従って具体的に記載する必要があります。なお、その記載内容については、東京証券取引所における「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等と同じような内容になることも考えられます。</p>
64	社外独立役員が発行体企業内において付与されているリソース(利用できるスタッフ、予算)などの開示も検討してほしい。	社外役員が付与されているリソースに直接対応する開示項目はありませんが、例えば、社外監査役や監査委員会に属する社外取締役のリソースの内容によっては、「内部監査及び監査役(監査委員会)監査の組織、人員」に該当するものとして開示することも考えられます。
65	「また、当該社外役員が提出会社の企業統治について果たす機能及び役割並びに社外役員と内部統制部門及び監査との連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。」を削除すべきである。	社外役員が提出会社の企業統治において果たす役割等を具体的に開示することが重要であると考えられることから、これらの開示項目を設けています。
66	社外取締役・社外監査役について、「独立」、「社外」と概念が多くなっているため、独立取締役・独立監査役に一本化し、そのような者のみ社外役員とすべきだと思います。また、主要な連結子会社についても同様に開示すべきだと考える。これは我が国において持株会社形態を取る企業が異常に増え、株主等からのガバナンスが子会社に対しては有効に働かない現状を踏まえたものである。	社外役員の中でも、提出会社からの独立性の程度は様々であり、社外役員は、提出会社のコーポレート・ガバナンスにおいて当該独立性の程度を踏まえた役割を有していると考えられ、この内容を具体的に開示することが有益であると考えられます。そこで、開示府令においては、特定の独立性の要素を有する者に限定することはせず、個々の社外役員について、社外役員が提出会社との間で有する利害関係や社外役員の提出会社からの独立性に関する考え方を開示することとしています。

67	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)bにおける「相互連携」とCにおける「連携」は記述において重複する部分が生じる可能性があるが、それぞれ異なる概念として記述を求めるのか。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(57)aの(a)から(c)で開示を要求される事項について、「コーポレート・ガバナンスの状況」欄に記載されていれば足り、重複する内容はまとめて記載することができると考えられます。また、投資者に分かりやすく説明する観点から各事項につき記載上の注意に出てくる順序とは異なる順序で記載することもできると考えられます。</p>
▼役員報酬[第二号様式記載上の注意(57)d]		
68	<p>改正案の多くの項目は、概ね金融審S G報告等に示された方向性に沿ったものである一方、実務上の影響が極めて大きい役員報酬の個別開示については、同報告をはじめとする政府における各有識者検討会等においても何ら具体的な考え方や方向性が示されていない。こうした十分な議論がされていないなかで、唐突に個別開示の制度化を図ることは、手続きとしての透明性や他の項目との間の整合性を欠いており不適切である。</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日に事業年度が終了する会社から適用を開始するのは不当と考える。防犯等の理由から、報酬を減らしてでも開示を避けたい役員もいると思われるところ、平成 22 年 3 月 31 日に事業年度が終了する会社から適用を開始されたのでは対応できない。</p>	<p>今般のコーポレート・ガバナンスに関する情報開示の充実については、金融審S G報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」を踏まえたものとなっています。</p> <p>役員報酬の個別開示については、スタンディグループにおいて、複数の委員から開示を求める意見が強く出されるなど、活発な議論が行われました。</p> <p>その後、市場関係者や企業等の方々との議論を踏まえ、平成 22 年 2 月 12 日に公表した開示府令改正案において、連結子会社の役員分と合算した役員報酬額が 1 億円以上となる者について個別開示を行う案を提示し、パブリックコメントにおいてご意見をいただき、オープンに議論し検討してまいりました。</p>
69	<p>個別開示を 1 億円以上の場合とすることについて、その根拠等の十分な説明がなされていない。</p> <p>日本企業で 1 億円以上の報酬を得ている役員は非常に少数と思われるため、例えば 2,000 万円以上の場合とするなど金額基準を下げるべきであると考えます。</p> <p>株式会社という法人と役員個人との委任契約における契約額である個人ごとの役員報酬等が委任側である株主側で分からないことはおかしい。報酬はいくらであろうと、その額が決定された理由、役員の貢献度等とともに開示されるべきである。</p>	<p>今般の改正では、一定の高額の報酬を受領している役員についての情報が株主・投資者の投資判断にとって重要であるとの考えに基づき、一定の額を開示の要否の基準とすることにしました。</p> <p>1 億円を基準とした点について、現状における日本の上場会社の取締役の報酬額の平均値は、有価証券報告書によれば約 2,500 万円です。日本の役員報酬が米国等における役員報酬に比べて低いとの指摘を踏まえ、個別開示の対象としては、この額より一定程度高めに設定しました。日本に比べて高額な役員報酬を支払っていると言われる米国において、上場企業約 3,400 社の CEO の報酬額の中央値</p>

		<p>は約 1.9 百万ドル、最頻値は 0.4 百万ドルから 0.6 百万ドルの付近との調査があり、1 億円前後にその多くの企業が分布していることがうかがわれます。</p> <p>これらの状況等に鑑み、1 億円という基準を設けることにしました。</p>
70	<p>個別開示することで、例えば、報酬が 1 億円で頭打ちになると、従業員のやる気に影響する。また、素晴らしい業績をあげた役員に対する報酬に対して 1 億円という金額が報酬の事実上の上限となり、優秀な役員を留めることの足かせになりかねないことを懸念する。</p> <p>個別開示することで、上場を躊躇う等の萎縮効果が生じる。</p>	<p>今般の改正は、役員の報酬等の個別開示が義務化されるのが 1 億円以上となることを理由に報酬等の額を 1 億円未満に抑えることを目的とするものではありません。</p> <p>むしろ、投資家がガバナンスの状況を具体的に評価できるよう、役員報酬の具体的な状況について業績やインセンティブ等の観点から具体的な報酬の開示を求めるものです。</p>
71	<p>役員報酬は役員のプライバシーに関わる情報であり、個別開示は個人情報保護の観点から問題がある。役員やその家族に対する犯罪を助長するというセキュリティ上の問題がある。</p> <p>例えば代表取締役の住所を登記簿の記載事項から除外する等の対策があわせてとられる必要がある。</p>	<p>上場会社の株式は金融商品取引所で自由に売買できるため、誰もが株主になることができ、株主が頻繁に入れ替わることが想定されています。このように上場会社の株主は大きな数にのぼり、その意味で、公に開かれた存在であり、非上場会社に比べてより広い範囲での情報開示及び説明責任が求められるとの指摘を踏まえ、自らを受託者として信認する投資家に対するものとして、特に、自己の業績と報酬の関係について具体的に情報開示を求めることにしました。</p> <p>諸外国（米国、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、スイス、オーストラリア等）において役員報酬の個別開示のルール整備がすでに行われており、日本においても、一定の範囲で役員の報酬等を個別に開示する必要性が高いと考えられます。</p> <p>また、金融庁においては、例えば、金商法上の開示規制に基づき個人の住所が開示されることとなる場合に市町村（政令指定都市では区）程度の記載を許容する等、個人のプライバシーに配慮した柔軟な手当てをしています。</p>
71 の	役員報酬等の額が1億円以上であるものの	上場会社の株式は金融商品取引所で自由

<p>2 額を開示させることは憲法によって補償されるプライバシー権の侵害ではないか。</p> <p>個人プライバシーとして高度にセンシティブな情報を開示させるということを行政法規に過ぎない内閣府令で定めることは非常に問題である。個人的には違憲であると思慮する。少なくとも報酬を開示させるには、規制を行う真にやむをえない理由、目的と手段の合理的関連性、経営の健全性を維持するためにとりうる他の代替手段がないことなどを証明して、国民の代表者たる国会議員による審議を経て法律で定めるべきである。</p> <p>なお、開示を義務付けた場合には、報酬を開示することによって生じた開示した者およびその家族の身体生命の危険については行政が補償を行うことを明記すべきである。</p>	<p>に売買できるため、誰もが株主になることができ、株主が頻繁に入れ替わることが想定されています。このように上場会社の株主は多数にのぼり、その意味で、公に開かれた存在であり、非上場会社に比べてより広い範囲での情報開示及び説明責任が求められるとの指摘を踏まえ、自らを受託者として信認する投資家に対するものとして、特に、自己の業績と報酬の関係について具体的に情報開示を求めることにしました。</p> <p>当該役員報酬等の額が1億円以上である者の氏名及び報酬等の額の開示は、当該情報が誰が考えても秘匿を要するプライバシーであると思われるものには該当しないと考えられるため、いわゆる「厳格な合理性」の基準により規制の可否を判断することが妥当ではないかと考えられ、それによると、上記のとおり報酬の開示に関する立法目的は重要なものであり、規制手段も受託者たる役員の報酬開示に限定されており、目的と実質的な関連性を有するため、適切な開示であると考えられます。</p> <p>当該開示は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」であり(金商法第5条第1項等)、金商法の委任の範囲内において、開示府令の中で情報開示を求めたものであります。</p> <p>また、金融庁においては、例えば、金商法上の開示規制に基づき個人の住所が開示されることとなる場合に市町村(政令指定都市では区)程度の記載を許容する等、個人のプライバシーに配慮した柔軟な手当てをしています。ただし、今回のケースにおいては、上記のとおり適法に開示を義務付けたことによって、直接的に危険が生じるものではなく、これを悪用する者が責められるべき者であるため、金融庁としては、行政が補償を行うための規定をおく必要はないものと考えられます。</p> <p>なお、諸外国(米国、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、スイス、オーストラリア等)</p>
---	---

		においても、役員報酬の個別開示のルール整備がすでに行われています。
72	上場企業に限らず全ての企業を対象にすべきと考える。	本開示府令は上述のとおり上場会社についてより具体的な開示を求めるものであり、今般の改正では、役員報酬等の個別開示は、提出者が金商法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券（ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合に限って求めることを明確化しました。
73	<p>役員報酬は投資リターンを検討するうえでの指標になっているが、その際に重要な情報は投資リターンを算出するための報酬総額であるし、報酬総額の上限は株主総会で事前に決議されているのであるから、報酬の個別開示は不要である。</p> <p>現行の報酬総額、役職毎の総額開示及び役員報酬決定方針がある場合の開示で十分であり、個別開示は不要であると考えます。</p> <p>報酬に係る決定プロセスの適正さが確保されている場合は個別開示不要とするべきではないか。</p> <p>個別開示が必要である点について、説明が十分になされていない。</p>	<p>上場会社の株主その他の投資者が会社のガバナンスを具体的に評価するにあたっては、コーポレート・ガバナンスの構造に加えて、役員人事及び役員報酬は重要な要素になると考えられます。</p> <p>後者の役員報酬は、会社あるいは個々の役員業績に見合ったものとなっているのか、個々の役員に対するインセンティブとして適切か、会社のガバナンスが歪んでいないか等の観点から、投資判断及びガバナンス上重要な情報と考えられますが、取締役、監査役等の役員区分ごとの報酬等の総額開示だけでは、具体的にガバナンスの状況を判断する情報としては不十分であるとの観点から、諸外国のように個別役員報酬の開示を求めることが適当であると考えられます。株主総会で株主が役員報酬の総額の上限を承認していることについては、必ずしも開示のルールが不要であるとの理由にはならないものと考えられます。</p> <p>このため、今般の改正では、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の有無及び当該方針がある場合にはその内容等を開示することとし、また、役員連結報酬等の額が1億円以上となる場合には個別開示を義務化することとしました。</p>
74	個別開示をすると、短期の業績に応じた報酬額を設定したり、報酬の高額化を招くといった弊害が生じるのではないか。	実態として誰もが株主になりうる上場会社については、投資家にとって、会社あるいは個々の役員業績に見合ったものとなってい

	<p>業績に対して適切な報酬を得ていたとしても貢献や業績の多寡を十分評価せずに業界間格差や業界内格差について乱暴な比較が行われかねない。</p>	<p>るのか、個々の役員に対するインセンティブとして適切か、会社のガバナンスが歪んでいないか等の観点からガバナンスに関する情報が重要であると考えられます。</p> <p>ある上場会社において、役員の報酬等の個別開示の導入の結果として報酬額に具体的にどのような傾向が生じるかは一概に断定できるものではないと考えられ、むしろ、投資者が、開示される具体的な情報を元に適切な判断を行うことができるようになるものと考えられます。</p>
75	<p>日本は欧米と比べて報酬が高額でなく、役員報酬の個別開示には反対である。</p> <p>欧米のように企業のトップが職業化し、トップの流動性の高い企業が多い国であれば、高額所得者を開示することに意味があるが、日本では入社以来その企業で勤務しトップに上り詰めていくという日本的経営風土があるため、従業員との差は欧米程無いし、トップが短期間で会社の利益を出し次の会社へ移るといった文化もない。このように企業文化が違っているのに拘わらず日本も一様に開示を強制することに意味があるのか甚だ疑問である。</p>	<p>企業文化に関わらず、上場会社の株主その他の投資者が会社のガバナンスを具体的に評価するに当たっては、コーポレート・ガバナンスの構造に加えて、役員人事及び役員報酬は重要な要素になると考えられます。</p> <p>役員報酬の相場は国により様々であると考えられますが、諸外国でも、米英のみならずカナダ、ドイツ、フランス、ベルギー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、スイス、オーストラリア等多くの国において役員報酬の個別開示のルール整備がすでに行われています。</p> <p>なお、高額報酬が指摘される米国では、上場企業約 3,400 社の CEO の報酬額の中央値は約 1.9 百万ドル、最頻値は 0.4 百万ドルから 0.6 百万ドルの付近との調査があります。</p>
76	<p>1 億円以上の者に加えて、代表取締役又は一定の数の上位者についても対象とすべきと考える。</p>	<p>諸外国でも役員報酬の個別開示のルール整備を進めていますが、その規制内容は国によって様々です。</p> <p>今般の改正では、一定の高額の報酬を受領している役員についての情報が株主・投資者の投資判断にとって重要であるとの考えに基づき、一定の額を開示の要否の基準とすることにしました。</p>
77	<p>経営者と株主との間に存在するエージェンシー・コストを削減するために、報酬を活用すべきことは学者・報酬実務家を問わず広く支持されていることである。特に、経営者の業績と報酬を連動させることで株主価値を高</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>めるインセンティブを与えることは株主にとって有益であると考えられている。従って、株主（あるいはこれから株主となる可能性がある投資家）が個々の経営者の業績と報酬をチェックすることができるよう経営者の報酬を個別に開示することは株主保護の観点から望ましい。この点、有価証券報告書等で役員報酬を個別に開示することを義務付けた金融庁の内閣府令改正案は全面的に支持できるものであり、日本のコーポレート・ガバナンス史上、極めて画期的なことである。</p>	
78	<p>内閣府令案第二号様式記載上の注意(57)コーポレートガバナンスの状況dの「主要な連結子会社」の定義を明確にしてほしい。</p> <p>1億円以上かどうかの判断においては主要な連結子会社から受領している報酬等もカウントするけれども、開示の対象になっているのはあくまでも提出会社単体から受領している報酬等に限られるという理解でよいか。</p> <p>役員が主要な連結子会社以外の連結子会社から報酬を受けている場合、開示する報酬には含まれるか明確にしてほしい。</p> <p>提出会社にて取締役、主要な連結子会社では監査役として報酬を受けている場合、提出会社の取締役としての報酬として開示するか明確にしてほしい。</p> <p>会社の業務の一環としてまたは会社の指示により他社(子会社を含む。)の役員を兼務しそれによる報酬が本体の報酬と比べて相当に大きいケースが実務上よくあるが、役員報酬の開示はこれを含めて開示することが適正なのではないか。</p>	<p>提出会社の役員のうち提出会社及び連結子会社の役員としての報酬等(以下「連結報酬等」)の額が1億円以上である者について、役員ごとに、各社に区分して、氏名、役員区分、連結報酬等の総額及び連結報酬等の種類別の額の開示を求めています(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d))。ただし、提出会社の役員が連結子会社から受ける役員報酬等につき、投資情報としての重要性に乏しいと考えられる場合(例えば重要性に乏しい複数の連結子会社から役員として受ける報酬等の合計額が提出会社の役員として受ける報酬等の額に比して稀少であるような場合)、合算を要する主要な連結子会社の役員報酬等に当たらず、記載も要しないと考えられます。</p> <p>提出会社の役員の連結報酬等の開示について、提出会社及び連結子会社における役員区分が同一でない場合であっても、各社で受け取る役員報酬等を合算して1億円以上となるか否かを判断する必要があります。</p>
79	<p>報酬等の額が1億円以上である者が存する場合には、個別の役員ごとの報酬等の開示としては、単に、氏名と種類別の金額を記載すればよく、その他の文言の記載は不要(但し会社が任意に記述することは妨げない)ということではないか。</p>	<p>提出会社が投資者に分かりやすく説明する観点から任意に記載事項を補充することもできると考えられます。</p>
80	<p>提出会社の取締役または監査役であった者が当該事業年度末までに退職した場合に、そ</p>	<p>ご意見のとおり、提出会社の顧問としての対価として報酬を受領している部分については、</p>

	<p>の後、提出会社の顧問(一般的な顧問、あるいは税務・法律顧問等)として顧問報酬を得ている場合には取締役又は監査役としての職務執行ではないと考えられるので、開示の対象には算入されないとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に提出会社の役員としての報酬等に該当しないと考えられます。</p>
81	<p>提出会社には役員の退職慰労金制度はないが、その役員であった者が最近事業年度中に退任して、役員就任以前の使用人であった計算により算出された未払退職金を役員退任時に受け取る場合には、役員としての退職金によるものではないので、開示の対象とはならないとの理解でよいか。</p>	<p>役員としての職務執行に対する対価として会社から受ける財産上の利益に該当しないものは、「報酬等」(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d))に当たらず、開示の対象にならないと考えられます。</p> <p>ただし、使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載する必要があります。</p>
82	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)dにおいて、「提出会社の役員が最近事業年度の末日までに退任した者を含む」とあるのは、最近事業年度内における退任者という理解でよいか。例えば、2年以上前に退任したが、その時点では何らかの事情により退職慰労金が支払われず、その後の事業年度で支払われることになった場合には、その額が1億円以上であっても開示対象ではないとの理解でよいか。</p> <p>会社法と同様、過去に開示した分(退職慰労金の引当額等)については、重複して開示する必要がないことを明確に規定してほしい。</p>	<p>最近事業年度の末日までに退任した役員の報酬等(最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの)は開示の対象となり、最近事業年度内に退任した役員に限定されません。</p> <p>ただし、最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載した報酬等は最近事業年度の有価証券報告書における開示の対象にはなりません(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d))。したがって、個別開示の要否に係る1億円の判断における合算の対象にはなりません。</p> <p>なお、開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d)でいう「役員」は、平成22年3月31日以後に終了する事業年度から最近事業年度のいずれかの時点に在任する役員をいうと考えられます。</p>
83	<p>報酬等の定義に当り使用されている、「最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったもの」の表記が、会社法施行規則第121条第4号における「当該事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかになった」という表記と同一の意味であることを確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
84	<p>金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等以外の報酬に相当する資産も開示とな</p>	<p>役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、その名称にかかわら</p>

	<p>らなければ正確な全体像をつかめないと考える。(開示対象範囲に該当しない形で役員報酬を支給するインセンティブが発生。結果として、問題がアンダーグラウンド化することを懸念)</p>	<p>ず「報酬等」の定義(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d))にあてはまり、開示の対象となります。</p>
85	<p>開示府令案では、役員の退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議したときに、「受ける見込みの額が明らかとなった」ことになり、その時点で開示(記載)が必要になり、また、その後、退任時点で支給を受けた場合に再度開示が必要になると思われる。打ち切り支給決議を行った時点で開示すれば、退任時の開示は不要でよいと考えるがどうか。</p> <p>改正案の施行前に事業報告で既に開示されていた分は、有価証券報告書では開示されていなかったとしても重複開示は不要としてほしい。</p>	<p>最近事業年度に受けた報酬及び最近事業年度において受ける見込みの額が明らかになった報酬のいずれも開示の対象になるのが原則ですが、最近事業年度前のいずれかの事業年度の有価証券報告書で開示している部分は開示の対象になりません。開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d)においてその旨を明記する修正を行いました。</p> <p>平成22年3月31日より前に終了する事業年度において受ける見込みの額が明らかとなっていた財産上の利益(例えば、平成21年3月期に会計基準に従って繰り入れた退職慰労金引当金部分)は、平成22年3月31日以後に終了する事業年度の有価証券報告書で開示する必要はないと考えられます。</p>
86	<p>廃止された役員退職慰労金制度に係る役員退職慰労金の支払いが、実際に役員を退任するときまで留保されているケースがあるが、この役員退職慰労金は最近事業年度に係るものではないため、記載を要しないと考えるがどうか。</p>	<p>役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったものは、最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書で開示された場合を除き、最近事業年度に係る有価証券報告書に開示すべき報酬等に該当します。</p> <p>例えば、提出会社が会計基準に従って退職慰労金繰入額を引当計上している場合、基本的に最近事業年度に係る役員退職慰労金繰入額が最近事業年度に係る報酬等に該当すると考えられ、当該繰入額を当該最近事業年度に係る有価証券報告書で開示していれば、実際に退職慰労金を支払う将来の時点で重ねて開示する必要はないと考えられます。</p>
87	<p>監査人の報酬開示のときのように記載フォーマットを示してもらいたい。</p>	<p>役員の報酬等の種類の類型(例えば退職慰労金という種類の有無)や役員の区分(執行役、監査役の有無)は会社によってまちまちであることから、様式の中に記載フォーマットを設けることはしていません。</p>
88	<p>役員報酬について、今回提示された開示案と</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>並んで、当該企業の長期的価値向上にその報酬を関連付けるといった長期的なインセンティブ案の採択を望む。制限された株式の譲渡権(restricted stock)の企業間での導入の拡がりに期待する。一般的に邦人企業役員の方々は現在グローバルでの比較からみても慎ましかな報酬しか受け取っていないが、その一方で即米国での水準に引き上げられるべきものでもないとする。日本ではトップ経営陣の開かれた雇用市場が存在するわけでもなく、一方で企業価値の到達点も不満足なものがある。この二つの構造的課題が認識され、対応策が打たれることによって、高い報酬への途が開かれる。</p>	
89	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(57)dにおいて役員報酬等の定義があるが、役員退職慰労引当金繰入額、使用人兼取締役の使用人分の額は含めるのか。</p> <p>また、ストックオプションの金額算定方法について明らかにしてほしい。</p>	<p>役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったものは、最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書で開示された場合を除き、最近事業年度に係る有価証券報告書に開示すべき報酬等に該当します。この点、現行の会計基準や同じ建付けの会社法を踏まえた実務動向等に照らせば、基本的に、最近事業年度に係る役員退職慰労金繰入額及びストックオプションの費用計上額は最近事業年度に係る報酬等に該当すると考えられます。</p> <p>使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合は、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載する必要があります。</p>
90	<p>「最近事業年度に係る」報酬等の額と「最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった」報酬等の額とを区分して開示する必要があるか否かについて、規定上明確にすべきである。</p>	<p>役員報酬等について、種類別の額を開示する必要はありますが(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(d))、さらに「最近事業年度に係る」報酬等の額と「最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった」報酬等の額に区分する必要はないと考えられます。</p>
91	<p>役員が円貨以外の通貨で報酬等を受領している場合における、個別報酬開示基準(1億円以上)の判定に際して、為替換算をどの時点の</p>	<p>円貨以外の通貨で報酬等を受け取る場合の円換算について、開示府令で画一的な基準を設けるのではなく、各社が、会社法上の事業報</p>

	どの市場におけるどの値(例えば、仲値など)で行うべきかを明確化すべきである。	告書における従前の取扱い、社内の事務処理上の都合等の個別事情を勘案の上、適切に採用することができると考えられます。この場合、採用した方法について記載する必要があると考えられます。
92	報酬等の額が1億円以上である者が存しない場合には、個別の役員ごとの報酬開示としては、何も記載せずともよいか。	ご理解のとおりであると考えられます。
93	支給総額を予め確定し得ない報酬等(例えば、年金払い方式の退職慰労金)について開示すべき有価証券報告書は、当該報酬等を支給することを決議した事業年度に係る有価証券報告書ではなく、これを現実に支給した各事業年度に係る有価証券報告書で開示するということでよいか。	①役員が受ける財産上の利益が「報酬等」に該当する場合は有価証券報告書で開示する必要があり、②この場合に、特定の事業年度に係るものとして額を明らかにできないときは、他の特定の事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったときに当該他の特定の事業年度に係る有価証券報告書で開示することになると考えられます。
94	外国会社の場合、報酬等の開示の対象となる「取締役、監査役又は執行役」に該当するか否かは、どのように判断すべきか。	該当する外国における法制度及び実態を踏まえ、日本の会社法上の取締役、監査役又は執行役と同等の権限を有する者であると考えられる場合、取締役、監査役又は執行役に該当する者として取り扱うことになると考えられます。
95	「取締役、監査役又は執行役ごと(社外役員がいる場合は、社外役員以外と社外役員に区分すること。)」とは、会社法上の機関ではない役職(例えば、社長、会長)ごとの開示を要求する趣旨ではないとに理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、開示府令では、社外取締役と社外監査役の報酬を区分することは不要とし、「取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役及び社外監査役)に区分して」それぞれの報酬等の総額等を開示することとしています。
96	役員報酬規程において、社長その他の役職毎の基本報酬金額と加算減算の考慮要素が定められている場合には、「報酬等の額又はその計算方法に係る決定に関する方針」は「有」として開示すべきことになるか。	役員報酬規程において、社長その他の役職毎の基本報酬金額と加算減算の考慮要素が定められている場合、「報酬等」に該当する基本報酬の額に係る決定に関する方針として、当該規程の該当部分の内容を開示する必要があると考えられます。

97	<p>役員報酬の対象範囲に当該会社から受ける使用人部分の報酬が含まれるのか否かが明確でないが、この点を明らかにしない場合、恣意的操作または解釈の相違等により、会社ごとに役員報酬の開示範囲が異なってしまう可能性がある。これを避けるため、使用人部分の報酬も含めることを明確に規定するべきである。</p>	<p>会社から委任を受けた役員としての職務執行の対価を投資家が適切に判断できるように開示するという観点から、①役員としての職務執行の対価を開示し、②使用人兼務役員の使用人給与分については、それに重要性がある場合にはその内容等を開示することとしています。②について、役員の報酬等として開示された内容だけでは会社の取締役に対する職務執行の対価として交付されている財産上の利益の額が適切に判断できないような場合であれば、使用人給与分に重要性があると考えられます。</p>
	<p>開示府令案では、報酬等について、「使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、その総額、対象となる役員の員数及びその内容」を開示することが求められているが、この「重要なもの」の判断基準は何か確認したい。</p>	
98	<p>「執行役」とは委員会設置会社に置かれる「執行役」を指しており、いわゆる「執行役員」は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、「役員」には会社が任意に設置する執行役員は含まれません。</p>
99	<p>「取締役、監査役又は執行役ごと」の報酬等の開示に関し、「対象となる役員の員数」には、報酬等の支給を受けた役員の人数を記載し、無報酬の役員の人数は「員数」に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (d)に従い開示すべき報酬等を実際に受け取る対象となる役員の人数を記載する必要があります。</p>
100	<p>役員報酬の個別開示は、現在、グローバルで議論されている報酬の上限設定などの金融機関に対する報酬規制を一般事業会社にもあてはめるのは不適當である。</p> <p>「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案(平成 21 年 12 月 25 日)の中で、銀行監督の視点で報酬に関するガイドラインが追加されたが、開示府令の改正との関係を確認したい。</p>	<p>金融危機の関係で議論されているのは、金融機関の高額報酬を抑制する観点で行われるものであり、今回の上場会社一般に対する役員報酬開示とは別個の問題です。今般の改正は、金融機関に限らず上場会社について、投資家に対してガバナンスの状況を具体的に開示するものです。海外においても、今回の金融危機の前より、個別役員報酬開示は多くの国で導入されています。</p>
101	<p>役員報酬個別開示について前向きな改正をすることに賛同する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
102	<p>役員区分ごとの報酬総額開示に賛同する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
103	<p>役員報酬政策がある場合の開示に賛同する。現状開示されている内容は役員報酬を検討するには不十分である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

104	<p>役員報酬額の開示対象・算定方法・方針の記載内容等については、会社法の規定による開示と同様の取扱いとの理解で良いか確認願いたい。</p> <p>報酬の方針の開示については、「内容」ではなく、会社法と同様に「内容の概要」としてほしい。</p> <p>報酬等の額・算定方法に係る決定方針の有無・内容等に関して、いつの時点における決定方針の有無・内容等の記載が要求されているかを明確に規定すべきである。</p>	<p>有価証券報告書においては、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）に区分して、報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載する必要があります。</p> <p>有価証券報告書においては、「報酬等」の考え方は会社法と同じですが、役員区分ごとの報酬等の総額に加えて報酬等の種類別の開示が義務となっており、また、連結報酬等の額が1億円以上となる役員については連結報酬等の総額等を個別開示する必要があります。</p> <p>開示書類「提出日現在」において、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針があれば、その「内容」を開示することと規定しています。基本的には当該方針をそのまま記載する必要があると考えられますが、例えば当該方針が大部である場合は具体的に分かりやすく説明できると考えられます。</p>
105	<p>役員の役職ごとの報酬等の種類別の額と報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法等の開示を義務付けたことを、高く評価している。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
106	<p>役職ごとの報酬内容、総額、人数の開示が明確に義務付けられれば、今後、様々な分析に活用できる。例えば、役職ごとの報酬実績の横比較や国際比較が容易になり、報酬全体に占めるストックオプション等の業績連動型報酬の割合から経営者のインセンティブ構造が把握でき、監査役と他の役員の1人当たり報酬の比較から役員間の力関係がコーポレート・ガバナンスに及ぼす影響を推測できる。さらに、報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法等の開示の義務付けで、役員報酬の内容や決定方法に対する各企業の考え方が理解し易くなる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
107	<p>金銭や株式による報酬以外のFRINGE・ベネフィットも含めて開示する。また、ストック・オプションについては個数と行使価格を金銭報酬とは別に開示することにしてはどうか。</p>	<p>役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益に該当するものは、その名称にかかわらず、「報酬等」に該当し開示の対象になると考えられます。</p>

		役員に付与したストックオプションの数や行使価格等の情報は、「新株予約権等の状況」欄において開示されます(開示府令第二号様式第二部第4の1(2)参照)。
108	会社法や取引所の上場規程等(コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領)と規定ぶりが微妙に異なっている部分があるが、投資家に無用な混乱を招くことのないよう、発行者の事務負担も鑑み、可能な限り整合性を図ってほしい。	貴重なご意見として承ります。
109	会社法では、報酬の種類別内訳の開示を義務付けてはいないところ、有価証券報告書において株主に対するもの以上の開示を義務付ける必要性を明らかにしてほしい。	前述のとおり、上場会社については株主たる地位が市場で売買され日々入れ替わるという特質に鑑み、投資者にとって会社法が一般的に求める情報開示よりも充実した開示が必要であることから、様々な開示方法を定めています。このような観点から、今般の改正では、投資者に開示される法定開示書類の中で、報酬等の種類別の内訳や一定の範囲での個別開示等、会社法よりも具体的な情報を開示することを求めています。
110	<p>外国会社については、本国で同種の開示が求められている限度にすべきと考える。さもなければ、外国会社の日本での資金調達を低迷させる要因となりうると考えらる。</p> <p>例えば、米国の場合、外国会社用の Form 20-F における開示について、本国において役員報酬の個別開示が求められておらず、かつ本国において個別開示をしていない場合には、米国においても個別開示は不要としている (Form 20-F, Item 6 - B - 1)。</p>	日本で上場する企業は、実態として誰もが投資者になることが想定されており、日本の非上場会社に比べて、コーポレート・ガバナンスに関して、投資者に対するより高い説明責任が求められると考えられます。また、外国企業であっても日本で上場していれば、情報の比較可能性等の観点から、投資者に対して上場する日本企業と同等の情報開示を求めることが望ましいと考えられます。また、海外では、米国、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、スイス、オーストラリア等、多くの国で役員の個別報酬の開示のルール整備が行われています。このような点を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの状況に関する今般の改正は原則として国内で有価証券(ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を上場する者に(開示府令第二号様式記載上の注意)、また議決権行使結果の開示に係る臨時報告書の提出は、国内で株券を上場

		する者に(開示府令第 19 条第2項第9号の2)、それぞれ適用されることを明記しました。
111	報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法の開示(第三段落)についても基本的には賛成であるが、役員報酬の総額を決定する方針の内容等だけでなく、報酬等の総額の中から役員間でどのような分配を行うかという分配の方針およびその決定権限を有する者を開示する義務があることを明記すべきである。	提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に該当するものは、開示の対象になります。
112	開示府令案においては、「提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の有無及び当該方針を定めるときは当該方針の内容及び決定方法を記載すること。」とあるが、「役員報酬の決定に関する方針」がない旨を記載すれば、役員報酬等の額に係る記載は不要との理解でよいか。また、会社法第 409 条の規定によれば、委員会設置会社のみ報酬決定方針の策定が義務付けられていることから、委員会設置会社でない会社については当該方針を任意に定めている場合にのみ記載すればよいか。	監査役設置会社であるか否かを問わず、開示書類提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載することが必要になります。
113	「報酬等」の意義については、会社計算規則第 121 条(又は会社法第 361 条第 1 項)に関する解釈論がそのまま当てはまるとの理解でよいか。	役員がその職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益の意義に関しては、会社法上の解釈があてはまると考えられます。
114	役員報酬については、投資家が役員報酬の妥当性を検証できるようにするために、基本的には役員報酬は額にかかわらず、(社外取締役を含む)取締役と執行役の全額を開示すべきであると考えるが、より重要な論点は、役員報酬を株式の長期保有と経営陣のパフォーマンスに応じた業績連動型を組み合わせ、ストック・オプションは日経平均や産業別のインデックスを用いたインデックス型のオプションを用いるべきである。また開示される報酬以外に実質的に報酬を得ることが、年金やその他のベネフィットを得ることで可能なことにも注意が必要であるし、取締役や執行役の家族がプット・オプションを所有することも、情報開示や禁止をするべきである。	貴重なご意見として承ります。

115	<p>投資家等の株主は、社内で使用する「役位」（会長、社長、専務、常務）ごとの開示と誤解する可能性もあるので、社内で使用する「役位」ではない旨を明記して欲しい。</p> <p>決定方針の内容及び決定方法に、社内で定めている支給基準は該当するのか、該当するのであれば、当該基準が開示事項となるが、それで良いのか判断基準を明示して欲しい。</p>	<p>有価証券報告書においては、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）に区分して、報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載する必要があります。</p> <p>提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に該当するものは開示の対象となりますが、各社でどういったものが当該方針に該当するかは個別具体的に判断されます。</p>
116	<p>役員報酬のうち監査役のみは、定時株主総会にて株主からの承認を得た上で決定すべきである。監査役のみは、必ず金銭とすべきである（ストックオプションは禁止すべきである。）。</p>	<p>報酬額の決定のあり方や報酬の種類については、各社が判断する事柄であると考えられます。</p>
117	<p>役員間における最低報酬金額と最高報酬金額の倍率差を公表すべきである。その報酬内容にストックオプションが含まれる場合には、どのような理由でどのような金額に評価したのかも明示すべきである（倍率差を小さく見せかけることを防ぐ。）。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、今回、提出会社の役員としての報酬等の総額につき、役員区分ごとに開示すること及び連結報酬等の額が1億円以上となる役員につき、連結報酬等の総額を個別開示することを義務化しました。これらの開示の結果として、役員の間での報酬等のおおまかな分布が明らかになることも考えられます。</p>
118	<p>役員への報酬がストックオプションで支払われる場合には、支払いが付与された日時と、会社業績発表が行われた日時とを、線表化して数年間に渡って継続公表すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
119	<p>役員報酬の情報開示の向上を評価するが、特定額以上の報酬開示を義務付けるのではなく、最も高額な報酬を支給されている役員の報酬とその額の算定根拠の開示を義務付けるべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
120	<p>日本の社長の報酬の平均的な相場を考慮すれば、全ての社長と取締役について個別開示をすることはないと考える。しかし、事業目的や長期的インセンティブに即したスキームになっていることを確認するために、会社が、報酬構造の全体像を説明し、また明確な業績基準を導入することを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

121	役員報酬開示の促進は評価するが、1億円基準には反対である。恣意的に役員報酬を1億円未満として、報酬政策がどのように作られているのか、良いパフォーマンスがどのように評価されたのかは見えないままである。重要なのは、会社のトップが自己の利益と会社の業績の方向性が一致するようなインセンティブを与えられているかを開示することである。	貴重なご意見として承ります。
122	業務執行役員の報酬の透明性を高める提案に賛同する。しかし、1億円基準は、素晴らしい業績をあげた役員に対する報酬に対して事実上の上限となり、ひいては優秀な役員を留めることの足かせになりかねないことを懸念する。	貴重なご意見として承ります。
▼株式保有状況[第二号様式記載上の注意(57)e]		
123	「株式保有の状況」の開示方法について、「連結決算」として開示するのか「単体(個別)決算」として開示するのかどちらを基準に開示すればよいか。	コーポレート・ガバナンスに関する状況は、提出会社の単体ベースで記載することが基本になります。ただし、提出会社の株式保有状況について、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合、一定の要件に該当する連結子会社が保有する株式の状況も開示する必要があります。 なお、従来より、コーポレート・ガバナンスに関する状況のうち提出会社の企業統治に関する事項は、それに代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載できるとされています(開示府令第二号様式記載上の注意(57)d)。
124	純投資目的以外の目的で保有する株式の「保有目的」について、会計上の有価証券の保有目的区分(売買目的等)に限定されるのか否か等、判断に迷う面があるので、もう少し具体的に規定してほしい。	開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)で開示の対象となるのは投資有価証券に区分される株式に限定されます。売買目的有価証券は投資有価証券に含まれないため開示の対象となりません。同記載上の注意(57)a(e)では投資有価証券を純投資目的以外と純投資目的に区分し、前者に該当する銘柄のうち一定の要件に該当するものは保有目的を具体的に記載することとしています。純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言います。
125	持合い株式については、本来なら「コーポレ	有価証券明細表は、貸借対照表の内容を補

	<p>ート・ガバナンスの状況」への記載ではなく、「経理の状況」における B/S 注記又は有価証券注記に記載を求める方が類似性等の観点、又は財務諸表など法人の状態を表す指標にリアルに反映される事象といった観点からも適しているのではと考えられる。</p> <p>有価証券報告書においては、「附属明細表」において、有価証券の残高の内訳をある程度記載していることもあり、記載内容がかぶる箇所が出てくると思われる。その際、重複表記を避けるため、「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載する投資有価証券と附属明細に区分掲起される投資有価証券の明細がほぼ同等程度の内容である場合、どちらかの記載を省略するのが本来の有価証券報告書の書類としての意義であると考えがどうか。</p>	<p>足する観点から、投資有価証券のうち貸借対照表計上額が上位の銘柄の内訳(個別銘柄、株式数、貸借対照表計上額)を財務情報として開示させるものです。これに対し、今般の改正は、投資家に対して積極的に株式の保有の意義を開示することが有用であるとの観点から保有目的等に応じた一定の情報開示を求める点で、従来開示されてきた財務情報とは性質が異なると考えられます。</p> <p>具体的には、投資有価証券に区分される株式(以下「投資株式」)のうち純投資目的以外の目的で保有する上場株式及び(提出会社が所有権を有する株式ではないもの)議決権行使権限を有する株式(以下「みなし保有株式」)の中で、一定の上位の銘柄について、その内訳に加えて具体的な保有目的(みなし保有株式の場合は、議決権行使権限の内容)を開示する必要があります。</p> <p>また、純投資目的で保有する投資株式については、上場株式・非上場株式に区分し、①最近事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額のそれぞれの合計並びに②最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計を開示する必要があります。</p>
126	<p>今回の改正案は、株式の持合いには弊害があり、その解消を目指すものか。</p>	<p>提出会社による株式の保有には、取引関係の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。このような状況に照らし、会社の株式保有に係る意義を投資家に積極的に開示することが有用であると考えられることから、提出会社に株式の保有目的に応じた一定の情報の開示を求めるものです。</p>
127	<p>株式保有の状況と持ち合いについて、今回提示された開示の範囲を広げることを提言する。株式に投下された資本の用途の目的について、原案以上の説明がなされ、また、開示対象の保有銘柄も現行のトップ 10 銘柄から、全</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>での持ち合いに拡大される必要があると考える。</p> <p>もしこれらの株式保有が本来の業務における必要経費なら、当該企業の価値向上に具体的に貢献しているのかを経営陣は説明する必要がある。株式の保有について、その株主構成の詳細は他の情報から確保できるため、この開示が新たな企業秘密を漏洩してしまうとは思えない。この長期的な企業価値の向上についての履行責任(accountability)において、企業は持ち合い株式のみならず、いわゆる方持ちも含めた保有銘柄の全ての詳細を開示することが求められる。</p>	
128	<p>株式保有状況の開示について、提出会社が持株会社の場合に、提出会社と連結子会社の中で一番計上額が大きい会社を記載させるという趣旨なのか、連結子会社の中で一番計上額が大きい会社を提出会社と共に記載させるという趣旨なのか、明らかにするべきである。</p> <p>提出会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社の場合、提出会社の株式保有状況については必ず開示しなければならないとの理解でよいか。</p>	<p>提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社(以下「持株会社」)に該当する場合は、次のとおり開示することが必要となります(提出会社が銀行等である場合を除き、平成23年3月期の有価証券報告書から適用)。</p> <p>(a)提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(以下「投資株式計上額」)が最も大きい会社(以下「最大保有会社」)が保有する投資株式について、持株会社に該当しない提出会社と同じ基準で開示。</p> <p>(b)最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する投資株式について、持株会社に該当しない提出会社と同じ基準(ただし、上位30銘柄は上位10銘柄とする)で開示。</p> <p>(c)提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、(b)と同じく、持株会社に該当しない提出会社と同じ基準(ただし、上位30銘柄は上位10銘柄とする)で開示。</p> <p>なお、開示府令改正案では提出会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に定義される持株会社に該当する場合としていましたが、改正開示府令では提出会社が子会社の経営管理を行うこ</p>

		とを主たる業務とする場合に上記の規定を適用することに改めました。
129	<p>開示府令案では、「資本金額の100分の1を超える場合」または「貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合」の保有株式を開示することを求めているが、このような基準とする根拠を示してほしい。</p> <p>株式保有の財務への影響に関する情報開示を求める観点から、「資本金額」ではなく「株主資本合計額」とすべきである。さらに、「株主資本合計額の100分の1を超える場合」「かつ」「貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合」とすべきである。</p> <p>「貸借対照表額の上位30銘柄」との基準はどのような根拠のもとに設定したものか確認したい。</p>	<p>提出会社による株式の保有には、取引関係の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいええないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。このような状況に照らし、会社の株式保有に係る意義を投資家に積極的に開示することが有用であると考えられます。株式の中でも、純投資目的(専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合)で保有する場合と純投資目的以外の目的で保有する場合とでは、提出会社が株式保有により期待する効果も異なると考えられるところ、投資者の投資判断に有益な情報を提供する観点から、保有目的に応じた情報開示を充実することとしました。</p> <p>具体的には、提出会社が純投資目的以外の目的で保有する投資有価証券に区分される株式(以下「投資株式」)のうち上場株式について、現状有価証券明細表で個別銘柄の開示が要求される上位10銘柄を30銘柄に拡大した上で、具体的な保有目的等の情報の開示を求めことにしました。</p> <p>また、純投資目的で保有する投資株式については、上場株式・非上場株式に区分し、①最近事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額のそれぞれの合計並びに②最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計を開示することにしました。</p> <p>なお、提出会社が純投資目的以外の目的で保有する上場された投資株式について、提出会社の資本金1%超に相当する銘柄は保有目的等の開示対象となりますが、有価証券明細表においても提出会社の資本金1%超に相当する銘柄は全て個別銘柄を開示することとされています。</p>
130	企業による株式保有は、他企業との事業提	提出会社による株式の保有には、取引関係

	<p>携や買収防衛などの重要な経営戦略の一環であるので、株式保有の状況の開示は企業秘密に属することまで明らかにせざるを得なくなり、国際競争上の観点からも大いに懸念されるので開示府令案による開示の義務化には反対する。また、個社ごとに記載内容が異なれば顧客への同意を取る必要があるとも考えられ、実務的に極めて困難である。</p>	<p>の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。特に、上場会社が、市場で自由に売買されている他の上場会社の株式を保有することについては、例えばベンチャー企業等の非上場会社の株式を保有する場合に比べて、投資者にとってより有益な情報であり、当該株式保有に係る相当な理由を投資家に開示する必要性が高いと考えられます。そこで、提出会社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち上場株式について、現状有価証券明細表で個別銘柄の開示が要求される上位 10 銘柄を 30 銘柄に拡大した上で、具体的な保有目的等の情報の開示を求めることにしました。</p> <p>また、純投資目的で保有する投資株式については、その保有目的に対応する情報として、上場株式・非上場株式に区分し、①最近事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額のそれぞれの合計並びに②最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計を開示することにしました。</p>
131	<p>「純投資目的以外の目的」であるかどうかによって経理処理が異なるわけではなく、そのような主観的な区分によって開示の範囲を決定するのは対応が困難である。</p> <p>「純投資目的」と「純投資目的以外」の目的変更については何をもって変更したとするのか。</p>	<p>純投資目的とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えられますが、保有目的に応じた具体的な区分の態様は、個々の会社における経営判断に従うこととなります。</p>
132	<p>「財務諸表等規則第 32 条第 1 項第 1 号に規定する投資有価証券」には、同号但書所定の「関係会社株式、関係会社社債及びその他の関係会社有価証券」が含まれるか。</p>	<p>含まれないものと考えられます。</p>
133	<p>「これ〔注：投資有価証券〕に準ずる有価証券」e(a)として想定しているものは何か。</p>	<p>投資有価証券「に準ずる有価証券」(開示府令第二号様式記載上の注意a(e)i)とは、財務諸表等規則以外の法令又は準則の定めるところにより作成された財務諸表に準ずる書類の中で投資有価証券に相当する科目に計上され</p>

		る有価証券を意味します。
134	取引関係の維持・発展等を目的とするいわゆる政策投資目的(政策保有目的)株式については、一般的には、「純投資目的以外の目的であるもの」に該当するとの理解でよいか。	ご意見のとおりであると考えられます。
135	<p>「当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること」とされているが、いわゆる政策投資目的(政策保有目的)株式については、典型的には、どの程度の記載をすれば足りると想定されているのか。例えば、「政策投資目的」といった記載で足りるのか。提出会社が判断できるように、保有目的の記載例を例示すべきである。</p> <p>「保有目的を具体的に記載」とあるが、どこまでの具体性が求められるのか、その考え方をお示しいただきたい。会社戦略に関連する場合もあり、過度な開示が求められることのないようにすべきである。</p>	純投資以外の目的で保有する株式のうち一定の要件に該当する個別銘柄については、保有目的を具体的に記載することとしています。当該保有目的について、一般的には、例えば「政策投資目的」といった純投資以外の目的であることを示す程度の記載ではなく、どういった政策投資の目的であるのかを具体的に記載することが適切です。保有目的の具体的な内容は提出会社及び対象となる株式等によって様々であり、個々の実態を投資家に積極的に開示することが有用であるとの観点からは、開示府令の中で画一的な記載例を複数示すのではなく、提出会社が多様な目的を個々に判断し開示することが適切であると考えられます。
136	<p>今後はIFRSの包括利益開示とあわせて持ち合いの開示、説明のあり方を検討すべきである。</p>	<p>IFRSでは、提出会社が保有する投資有価証券について、個別の状況に応じた多様な保有目的を一義的に分類することは難しいという理解のもと、戦略的投資の中の区分を具体的に定義することは行わず、どのような区分に振り分けるかは提出会社の経営判断に委ねられることになりました。</p> <p>今回の改正開示府令では、一定の要件に該当する純投資以外の目的で保有する株式について、保有目的を具体的に記載することとしています。保有目的の具体的な内容は提出会社及び対象となる株式等によって様々であり、個々の実態を投資家に積極的に開示することが有用であるとの観点からは、提出会社が多様な目的を個々に開示することが適切であると考えられるため、開示府令の中で画一的な記載例を示すことはしていません。IFRS 適用後の「評価損益をその他の包括利益に計上する区分」をにらんで、開示府令における具体的な保有目的について提出会社の経営判断が行われる可能性はあります。</p>
137	株式の持合いを開示する必要があるからと	提出会社による株式の保有には、取引関係

	<p>の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。これらの点は、金融商品取引業者等による株式投資についても同様にあてはまると考えられるため、提出会社の業態を問わず、そのような株式保有に係る意義を投資家に積極的に開示することが有用であると考えられます。このような要請と提出会社に対する負担の性質や大きさ等を考慮し、段階的に株式の保有目的に応じた一定の情報の開示を求めることにしました。</p>
<p>138 提出会社(信託の委託者)が議決権行使の指図権限を有するが、財務諸表上株式そのものはオフバランス処理される信託商品については、開示対象となるか。開示対象に含まれるということであれば、貸借対照表計上額とは別の数値基準が必要と考えられるがどうか。</p> <p>また、委託者が議決権行使の指図権限を有する信託ということでは退職給付信託が該当し、同信託の信託財産である株式は、必ずしもいわゆる持合い株式には該当しないと考えられるが、当該株式も開示対象に含まれるか。</p>	<p>提出会社が、株式を所有せずに議決権行使権限又はその指図権限(以下「議決権行使権限」)を有する株式(以下「みなし保有株式」)について、純投資目的以外の目的で議決権行使権限を有するのであれば、会計上オフバランスになるか否かにかかわらず、一定の銘柄は個別銘柄及び具体的な保有目的(みなし保有株式については議決権行使権限の内容)を開示する必要があります。一定の銘柄とは、最近事業年度及び前事業年度のそれぞれにおいて、純投資目的以外の目的で保有する上場された投資株式(みなし保有株式を含む。)のうち、貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超えるもの(これに該当するものが30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)をいいます(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。</p> <p>(注)みなし保有株式について、事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を貸借対照表計上額とします。30銘柄の内訳について、①みなし保有株式は10銘柄を上限としますが、②みなし保有株式を除いた投資株式が20銘柄に満たない場合には、</p>

		<p>合計で 30 銘柄になるようみなし保有株式の銘柄数が増加します。</p> <p>例えば、提出会社が持合株式を信託し議決権行使権限を留保する仕組みでは、基本的に議決権行使権限の内容は純投資目的以外の目的であると考えられ、上記の一定の銘柄に該当するものは個別銘柄等を開示する必要があります。</p> <p>また、退職給付信託の場合、①例えば提出会社が政策投資目的で保有していた株式を信託して受託者が特定運用する場合、基本的に提出会社の議決権行使権限は政策投資の性質を有すると考えられますが、②例えば提出会社が金銭を信託して提出会社があらかじめ指定した投資運用方針に従って受託者の裁量で運用を行う指定運用の実態を有する場合は、純投資の性質を有すると考えられます。</p>
139	<p>「当該会社が信託財産として保有するものを除く」とあることから、信託銀行等が信託財産として所有する株式については、当該株式に係る議決権行使について委託者または受益者が指図権を有しているか否かにかかわらず、信託銀行等の株式保有の状況開示の対象とならないと考えてよいか。</p>	<p>提出会社の貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式のうち、提出会社が信託財産として保有する株式については、投資株式から除外しているため、信託銀行等の開示対象にはならないものと考えられます。</p>
140	<p>「提出会社が信託契約その他の契約または法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するとみなす」とある一方で、貸借対照表上の計上額を基準とした開示要件が示されているが、具体的にどのようなケースを想定し、開示事例としてはどのようなようになるのか。</p>	<p>提出会社が純投資目的以外の目的で議決権行使権限を有する場合に限定されることを明確にするため、開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e) ii では、「純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限」(以下「議決権行使権限」)を有する上場株式をみなし保有株式と定義しました。みなし保有株式の場合は、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式を乗じて得た額を基準に判断することになります(同記載上の注意(57)a(e) ii)。</p> <p>例えば、提出会社が持合株式を信託し議決権行使権限を留保する仕組みでは、基本的に議決権行使権限の内容は純投資目的以外の目的であると考えられ、同記載上の注意(57)a</p>

		(e) ii に規定する一定の銘柄に該当するものは個別銘柄等を開示する必要があります。また、退職給付信託の場合、①例えば提出会社が政策投資目的で保有していた株式を信託して受託者が特定運用する場合、基本的に提出会社の議決権行使権限は政策投資の性質を有すると考えられますが、②例えば提出会社が金銭を信託して提出会社があらかじめ指定した投資運用方針に従って受託者の裁量で運用を行う指定運用の実態を有する場合は、純投資の性質を有すると考えられます。
141	「信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載することとされている。同一会社の株式について、自社保有分と信託保有分がある場合、これらを合算するとの理解でよいか。	同一銘柄の株式について、開示府令第二号様式記載上の注意(57) a(e) ii に定義される特定投資株式に該当する自己保有分及び同記載上の注意(57) a(e) ii に定義されるみなし保有株式に該当する信託保有分がある場合にこれを合算するか否かは、提出会社が選択できることとしました。提出会社が当該合算を行わない場合は、その旨を記載する必要があります(同記載上の注意(57) a(e) ii)。
142	権利行使を行う権限等を「欄外」に記載すること、とあるが、「欄」が規定されていない。	ご意見を踏まえ、規定を修正しました。
143	「提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式」は、最信託銀行等が商品としている「議決権留保型株式信託スキーム」に拠出した株式が含まれることを確認したい。もしそうであるならば、信託拠出した株式について、額の多少に関わらず開示対象としてほしい。	提出会社が信託拠出した株式についても、提出会社が保有する株式と同様に、全銘柄ではなく一定の要件に該当する上位銘柄を開示することが適切であると考えられます。
144	連結子会社銀行などでは把握しづらい「親密先」企業にグループ会社株式を持たせている例も多く、最低限としても連結会社による保有も含めるべきだと考える。その点、子会社についても開示させるという条項(e(c))を規定したことは非常に有意義だと思われる。ただこの規定では対象を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号で定める持株会社としており、この独禁法の規定が資産規模6千億円以上であるならば対象となる企業は全上場企業の8%程度にしか過ぎ	提出会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定される持株会社の要件を満たさない場合であっても、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする場合には、最大保有会社等の株式保有状況の開示を求める必要性があると考えられます。そこで、規定を修正し、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする場合に、開示府令第二号様式記載上の注意 a(e) iv の規定を適用することとしました。

	<p>ないと推測される。</p> <p>逆に持株会社化する企業は非常に増えており、2007年ですでに上場3863社中308社が持株会社やそれに準ずる会社(一部のみを残し子会社に資産の大半を移しているなど)になっている。大企業だけではなく、中堅企業が持株会社化している場合も非常に多くあり、このうち総資産6千億円以上は1割強しかありません。それ故、(c)の規定においては、持株会社のみ適用させず、連結子会社がある企業すべてに適用させるべきだと考える。また、株価変動による企業の財務リスクを考えると、年金基金や退職給付信託で保有している株式においてもe-(a)に当てはまる銘柄については開示が必要である。</p>	
145	<p>本開示府令案が適用開始され、株式保有の状況が開示になる際に、従前開示されている「有価証券明細表」の「様式」や「記載上の注意」に変更はないのか。</p>	<p>財務諸表等規則第121条第1号に掲げる有価証券明細表については変更がありません。</p>
146	<p>未上場企業の株主の状況は公表されていないことが多く、有価証券報告書を提出している未上場企業も限定的である。投資家が「株式保有の状況」として、未上場企業の株主状況を一方的に公表することは、当該未上場会社の意に反して保有を開示する可能性が生じるなど、センシティブな問題を含んでいると考えられるため、未上場企業の株式については本開示の対象外とすることを検討してはどうか。</p>	<p>上場会社が、市場で自由に売買されている他の上場会社の株式を保有することについては、例えばベンチャー企業等の非上場会社の株式を保有する場合に比べて、投資者にとってより有益な情報であり、当該株式保有に係る相当な理由を投資家を開示する必要性が高いと考えられます。いただいたご意見等も踏まえ、個別銘柄の開示については、提出会社が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち上場株式(みなし保有株式を含む。)に限定することに修正しました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。</p>
147	<p>「信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなして開示対象とする。」とあるが、優先出資証券や優先株式(信託受益権形態を含む)のうち議決権のないものは開示対象外との理解でよいか。</p>	<p>提出会社の財務諸表に投資有価証券として計上されていない株式が開示の対象になりうるのは、提出会社が純投資目的以外の目的で信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権行使権限又はその指図権を有する場合に限られます(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。したがって、提出会社がこれらの議決権行使権限等を有しない場合には、ここでの開示対象にはなりません。</p>

148	<p>「資本金」と「資本準備金」は極めて性質が近いため、「資本金額の 100 分の1を超える場合」との定義は、「資本金と資本準備金の合計額の 100 分の1を超える場合」としてはどうか。</p>	<p>貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超の銘柄については、有価証券明細表において個別銘柄を開示することとされています。当該株式保有に係る事実自体は既に関示の対象となっていることから、最低限開示すべき範囲としてその基準を維持した上で、具体的な保有目的の開示を求めることとしました。</p>
149	<p>「保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの」を記載することとされているが、本開示の目的に鑑み、少額の変更(例えば、資本金と資本準備金の合計額の1%未満)であれば対象外としてはどうか。</p>	<p>保有目的の変更は、純投資目的以外の目的で保有する個別銘柄の開示の対象や純投資目的で保有する株式の時価変動等に影響する事情であるため、保有目的区分の変更を広く開示の対象とすることが適切であると考えられます。</p>
150	<p>事業会社による株式投資については、①資産効率性の低下、②株価下落による自己資本毀損の可能性、③議決権の空洞化、などの面から問題が指摘される。従って、株主の立場からは、原則として企業の株式投資は認めがたいが、もし企業が株式投資をするのであればその目的や効果について十分な開示と説明を求めたいと考えている。その観点から、今回の開示案を支持する。投資株式について、会社が「純投資目的」と分類したものについては、そもそも事業会社が「純投資」を行う意味を強く問うことにつながる。一方「事業目的」株式については、事業上の効果と議決権行使の状況について十分な説明を求めることになる。</p> <p>今回の開示府令案において、主要投資銘柄の開示を求めていることは支持できる。懸念(ないし疑問)として、①金融機関の場合、「純投資目的」株式が多い場合には、個別銘柄名が不明なため、持合い株式の議決権行使が適切に行われているかが把握できないのではないかと、②持合いについては生命保険会社が大きなウェイトを占められるが開示対象にならないことがあげられる。生保については、別の形で開示の強化を検討してほしい。</p>	<p>純投資目的とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合であると考えられますが、保有目的に応じた具体的な区分の態様は、個々の会社における経営判断に従うこととなります。</p> <p>提出会社が特定の個別銘柄を保有する理由を投資者に具体的に開示する必要性が高いのは純投資目的以外の目的で保有する株式であると考えられるため、純投資目的以外の目的で保有株式で一定の要件に該当する上位銘柄について、保有目的を具体的に記載することとしました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。</p>
151	<p>当期末の株式保有の状況を開示する目的を勘案すると、「前期末」の貸借対照表計上額が</p>	<p>最近事業年度の前事業年度において個別銘柄の開示を行った株式の全部又は一部を最近</p>

	<p>資本金 1%以上という条件は不要と考えられる。</p>	<p>事業年度に売却する等の情報は、投資者にとって、提出会社の投資政策を評価するにあたり有益な情報であると考えられます。そこで、前事業年度において提出会社の資本金1%を超える銘柄(みなし保有株式を含む。)(30銘柄に満たない場合には、上位30銘柄に該当するもの。)についても、最近事業年度の有価証券報告書等における開示の対象としました。</p>
152	<p>「純投資目的」以外の目的で保有する株式について、銘柄ごとに保有目的を具体的に記載することが求められているが、本開示の意図が企業の持合い株式の状況を開示することにあるとすれば、持合いである場合にはその旨記述することが要求されるのか、明確にしてほしい。</p> <p>提出会社が「純投資目的以外の目的」で保有する株式の上位 30 銘柄を開示させるとすると、持合いに関係のない戦略的な資本提携についてまでコーポレート・ガバナンスの形骸化の問題意識を投資家に惹起しかねず、既に大量保有報告書において「保有目的」欄の記載を義務付けられていることとも相まって二重の規制対応という負担を与え、多様な資本提携活動そのものを過度に萎縮させる懸念があるため、「持合い」の定義を明確化させるべきではないか。</p> <p>持合を問題とするのであれば、互いに持ち合っている場合に限って開示を義務づけるべきである。</p>	<p>提出会社による株式の保有には、取引関係の開拓・維持等、必ずしも財務諸表ではとらえきれないビジネス上の関係として積極的な意義があるという意見がある一方で、必ずしも効率的な投資とはいえないものがあるのではないかと消極的にとらえる意見もあります。このような状況に照らし、会社の株式保有に係る意義を投資家に積極的に開示することが有用であると考えられます。株式の持合いには、二者が相互に持ち合う場合だけでなく複数の者同士で多角的に保有し合う場合も考えられますが、このような関係の有無は相手方の意向等が影響するため、提出会社において当該関係の有無を明確に判断することが容易でないことも考えられます。</p> <p>そこで、今般の改正では、提出会社がその主観の内容に従って適切に個別銘柄開示の対象銘柄を分別することができ、かつ投資者の投資判断に有益な情報を提供する観点から、純投資目的か否かという保有目的を個別銘柄開示が必要となりうる銘柄であるか否かの基準とした上で、一定の上位銘柄に該当する純投資目的以外の目的で保有する株式については保有目的を具体的に記載することとしました(開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e) ii)。</p>
153	<p>株式保有の状況については、取得価額と持合株式数(先方が保有する当社株式数)も必要である。また2社が経営統合して持株会社を設立した場合などで投資株式計上額も同規模であれば、主要な連結子会社 1社ではなく、2社とも開示が必要と考える。</p>	<p>2社が経営統合した場合、統合後は1つの企業になることから、統合後に株式保有状況を開示すべき主体も他の場合と同様に取り扱うことが適切であると考えられます。</p>
154	<p>同一銘柄で一部は純投資目的、一部は純投</p>	<p>同一銘柄の株式を純投資目的で保有する株</p>

	資目的以外と定義された場合にはどのように扱うのか。	式と純投資目的以外の目的で保有する株式とに分けて、それぞれについて必要な情報を開示してください。
155	「銘柄別に」開示するとの規定があるが、同一発行体の普通株式と優先株式は別の銘柄と取り扱われるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
156	金融機関の優先出資証券も開示の対象となるのか。	投資有価証券に区分される株式(純投資目的以外の目的については、投資有価証券に区分される株式に加えて、提出会社が所有権を有さない株式のうち議決権行使権限を有するもの)が開示の対象となります。
157	保有理由を書かせるのは良いが、「業務提携」というあいまいな一言で終わっては意味が無いので、提携であれば具体的な経済効果、NPVやIRRの試算も書かせるべきである。	純投資以外の目的で保有する株式のうち一定の要件に該当する個別銘柄については、保有目的を具体的に記載することとしています。当該保有目的について、一般的には、例えば「政策投資目的」といった純投資以外の目的であることを示す程度の記載ではなく、どういった政策投資の目的であるのかを具体的に記載することが適切です。当該具体的な内容は提出会社及び対象となる株式等によって様々であると考えられます。
158	有価証券報告書では株主総会の議決権行使の判断に間に合わないので、決算短信か株主総会召集通知でも開示させるべきである。また、有価証券報告書は英訳されないので外国人投資家は不利であり、英文短信にも掲載するか、有価証券報告書の英訳を行うか、検討すべきである。	貴重なご意見として承ります。
159	信託契約その他の特殊な契約関係の中には、株式持合いの弊害とされていた「提出企業の資本の空洞化」、「市況変動が財務内容に与える影響」等を軽減させる仕組みも含まれることから、これを一律に開示対象とすることは、かえって持合い解消の動きを阻害する懸念もある。 ただし、単に株式を信託に入れるのみで、議決権行使、利益配当請求権、残余財産分配請求権その他の株主権が実質的に委託者(兼受益者)に残存しているような場合については、これは委託者(兼受益者)が株式を直接保有している状況と何ら変わりなく、開示の対象に含	上場会社のガバナンス及び投資効率等を適切に検証する観点からは、提出会社が他の上場会社株式につきその経済的価値の変動から切り離された議決権を留保していること自体が投資者にとって有益な情報になると考えられます。そこで、議決権行使権限の内容が純投資以外の目的である場合には、一定の要件を満たす銘柄を一律に開示の対象にするとしたうえで、銘柄ごとに、保有目的にかわるものとして、議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容を開示することとしました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)(ii))。具体的には、提出会社が、議決権行使権限以外

	<p>めるべきであるというのは首肯できる。</p> <p>従って、持合い解消に資する信託その他の契約とそれ以外を峻別するために、「信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての完全な権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有することにより、株式が直接保有される場合と実質的に同様な状況にある株式」とすべきではないか。</p>	<p>にも、例えば一定の配当を受領する権利や特定の事項に係る株主としての判断権等を留保する場合には、「その他提出会社が有する権限の内容」として具体的に開示することが必要になると考えられます。</p>
160	<p>企業の株式保有状況の開示の充実で、持ち合いの状況が明らかになり、株価変動による財務リスク分析の精緻化などに有用な情報が増えるだけでなく、投資採算の向上に向けて企業、投資家双方の関心が高まると考えられる。この開示をより有意義なものとするため、①金融機関の様に多くの銘柄を保有する場合は30銘柄以上の開示を促し、②保有目的について具体的な事業活動との関係が解る様に記載し、③開示される銘柄ごとの評価差額の開示を追加するなどの対応について、企業内容開示ガイドラインなどで行ってほしい。</p> <p>現時点で開示要領詳細が確定していない状況下、本年3月期からの強制適用は実業界全般に対して過度の負担を強い、対応が困難であるため、開示する主旨・背景を明確にしたうえで、数年間の準備期間(議論)を経てから適用すべきと考える。</p>	<p>投資有価証券に区分される上場株式のうち提出会社が純投資目的以外の目的で保有する株式について、上位30銘柄に該当しない場合であっても貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超となる株式は個別銘柄及び保有目的等の開示対象となります(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。</p> <p>提出会社が財務諸表等規則第122条第2号及び第5号に掲げる会社(以下「銀行等」)に該当する場合、銀行等は有価証券明細表の作成が要求されていないこと及び銀行等の資本金1%超となる株式数が極めて多い場合があることに配慮し、個別銘柄の開示の範囲は段階的に拡大する手当てを行いました。具体的には、①平成22年3月期有価証券報告書では、平成22年3月期の貸借対照表計上額上位10銘柄に限定し、②平成23年3月期有価証券報告書から、提出会社の資本金1%超となる銘柄(50銘柄を上限とし、銘柄数が30に満たない場合は、貸借対照表計上額上位30銘柄)、③平成24年3月期有価証券報告書から、提出会社の資本金1%超となる銘柄(銘柄数が30に満たない場合は、貸借対照表計上額上位30銘柄)とします。</p>
161	<p>動性の異なる上場株式と非上場株式への純投資では、各企業の投資成果やリスクが異なると考えられる。上場株式と非上場株式を分けて、貸借対照表計上額、配当金、売却損益、評価損益が開示されれば、現金への換金可能性、投資成果、株価変動によるリスク等の把握が容易になるであろう。また、開示府令第二号様式記載上の注意(57)eの(b)後半の「なお、…」により、(57)eの(a)による開示を避けるため</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	に純投資目的へ変更された株式に関して、説明責任が生じると考えられる。	
162	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意が(57)eの(c)を新設して、提出会社が持株会社である場合における主要な連結子会社(提出会社と連結子会社のうち投資株式計上額が最も大きい連結子会社)で、一定の要件を満たすものの株式について、銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額の開示を義務付けた点は高く評価している。</p> <p>持株会社の増加に伴ってグループ全体の持ち合い等の株式保有の実態が把握し難くなっていたが、主要な連結子会社にも(57)eの(a)と同様の開示が義務付けられれば、株価変動による財務リスク分析の精緻化などに有用な情報が大幅に増えるのは確実であると考えます。</p>	貴重なご意見として承ります。
163	「連結投資有価証券に区分される株式の貸借対照表計上額の3分の2」が基準として用いられているが、「連結投資有価証券」には「投資有価証券」には含まれていない関連会社株式等が含まれることを考慮する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、連結投資有価証券に区分される株式から非連結子会社及び関連会社の株式を除くことを明記しました(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)iv)。
164	同一の会社について、普通株式と種類株式を保有している場合、これらは別の銘柄として取り扱うのか確認したい。また、これらを別の銘柄として取り扱う場合、種類株等は回号別に取り扱うとの理解でよいか確認したい。	ご理解のとおりです。
165	改正後、初回の開示については、開示府令第二号様式記載上の注意(57)(a)(ii)前事業年度の1%基準を対象外とするべきである。	平成22年3月期有価証券報告書においては、純投資目的以外の目的で保有する株式の個別銘柄開示の対象は、平成22年3月期の貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%を超える銘柄(銘柄数が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位10銘柄に該当するもの)を記載することとし、平成23年3月期から当該10銘柄を30銘柄に拡大する段階適用とします。なお、提出会社が銀行等に該当する場合の適用時期及び適用内容については、「改正府令等の概要」(別紙1)をご参照下さい。
166	前年度の資本金額の1%を超える場合も開示対象とされているが、開示対象株式とその	最近事業年度の前事業年度において提出会社が純投資目的以外の目的で保有していた特

	<p>金額は、「最近事業年度にかかる貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの」であることを確認したい。</p> <p>例えば、前年度の資本金額の1%を超えるが、当期中に売却を行ったことにより、当期の貸借対照表に計上されていない場合は開示対象とはならないことを確認したい。また、当期中に売却を行ったことにより、当期の貸借対照表計上額が大幅に減少した場合には、当該計上額を開示することを確認したい。</p>	<p>定投資株式のうち、前事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超の銘柄は、最近事業年度において資本金1%超を満たさない場合でも、個別銘柄を開示する必要があります(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)。この場合、最近事業年度の有価証券報告書で記載する株式数及び貸借対照表計上額は最近事業年度の前事業年度末日における数値を記載することになります。</p>
167	<p>「純投資目的」の株式は、「金融商品取引所に上場している銘柄」と「それ以外」に区分けするとされているが、海外市場で上場している株式は、「それ以外」に区分けするとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ規定を修正し(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e)ii)、国内及び外国の金融商品取引所に上場されている株式以外の株式を非上場株式とすることを明確にしました。海外市場で上場している株式は上場株式に区分されます。</p>
168	<p>株式保有状況に関する開示の強化は下記のとおり一定の効果があると考えており、原則として賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産運用の効率性 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 政策目的保有の株式資産が明確になることで、説明責任の追及がしやすくなり株主からのモニタリング機能が強化される。 ▪ 開示対象を保有目的で区分しない、または開示対象を株式保有の意図で区分する際は補足ガイドラインなどによる目安設定を希望する。(保有目的の定義を発光体会社の裁量に委ねる事になり、制度の実質的効果が不明瞭になる可能性があるため) ● 議決権の空洞化 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上場企業が株式保有する場合、その投資先企業に対する議決権の方針や行使結果の開示を求めることを希望する。 	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
169	<p>株主持ち合いは、非効率な投資であることが多く、議決権行使をゆがめ、結果として株主軽視と経営陣の保護になるので、株式保有目的は明確に開示し、少数株主の責任追及が可能な情報を広くアクセス可能な状況にするべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
170	<p>強制する形は抑制し説明を求める形式を中</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>心に据えているのは、企業への配慮をかなり行っていると感じた。ただ、日本企業のガバナンスが前進する貴重な一歩であると高く評価している。特に株式保有についての規定は日本企業の資産価値効率化への一里塚となるのではないかと期待している。有価証券報告書が株主総会後に発行され、会社と株主との議論には使いづらい点から、こうした有意義な情報は有価証券報告書のみならず決算短信などでも取り上げられるよう指導してほしい。</p>	
171	<p>株式保有については株式数と貸借対照表計上額となっているが、保有上位銘柄については取得価額の開示を再開すべきだと考える。有価証券報告書はその企業のリスクを図る尺度であるべきことから考え、多くの企業が50%価格が下落したとして突然減損を発表し業績が悪化する例が多いことを踏まえ、そのリスクを把握できるようにするためである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
172	<p>事業会社でも100社以上の上場企業へ投資を行っている例もあり、銘柄を分散させ開示を避けることも想定されることから、資本金に比べて多額の株式投資を行っている企業については網羅的に開示をさせることが望まれる。このため、銘柄別による投資株式(保有目的が純投資目的以外の目的であるものに限る。)の最近事業年度の貸借対照表計上額の大きい順に、提出会社の最近事業年度の資本金額の100分の10を超える部分に該当する場合について、開示させてはどうか。</p>	<p>今般の改正では、貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超の銘柄(これが30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)を開示することとしています。</p>
173	<p>公表する銘柄については前年度との比較を記載、または前年度と並べて記載させることにより株数の増減が明確となるようにすると判断がしやすくなると思う。</p>	<p>特定投資株式のうち最近事業年度の前事業年度における貸借対照表計上額が資本金の1%超の銘柄(その銘柄数が30銘柄に満たない場合には、前事業年度における貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)も、最近事業年度の有価証券報告書において個別銘柄、最近事業年度の前事業年度末日における株式数及び貸借対照表計上額並びに具体的な保有目的を記載する必要があります。</p>
174	<p>資本金の1%とする基準の趣旨を明確にしたいと考える。</p>	<p>有価証券明細表において貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超となる銘柄について、個別銘柄の開示が要求されており、実務</p>

		<p>的には、投資者は、当該資本金要件に該当する銘柄を保有していること自体は公開情報として取り扱っており、少なくともこれらの銘柄について、より具体的な情報を提供することが有益であると考えられます。そこで、今回の開示府令の改正にあたっては、貸借対照表計上額が提出会社の資本金1%超となる特定投資株式については、個別銘柄、具体的な保有目的等の開示を求めることとしました。</p>
175	<p>株式保有状況の開示は、会社の投資効率を具体的に検討することを助けるものであり、賛同する。</p> <p>戦略的投資に関わる保有目的及び純投資から生じるリターンを開示させることに賛同する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
176	<p>株式保有状況の開示には賛成であるが、開示することで解決されるものではなく、そもそも上場会社が株主からの出資金を株式持合に使ってしまうことに反対である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
177	<p>株式保有状況の開示は、会社の投資効率を具体的に検討することを助けるものであり、賛同する。</p> <p>純投資保有についても、上位銘柄を開示してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>●「有価証券の売出し」</p>		
178	<p>特定有価証券の場合、日本で上場している外国ETFなど、外国の市場で通常に取引されているものがあるため、少なくとも、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第1号は、開示府令第19条第2項第1号と同趣旨の規定であると考えられる。したがって、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第1号の「売出し」についても、同趣旨の規定となるよう限定が付されるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第1号について、「売出し(同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。…」と規定いたしました。</p>
179	<p>有価証券の売出しに係る開示規制の見直しにより、一括転売制限は、外国証券が国内で流通している限りすべての保有者を拘束することになるので、国内での取引ロットの不均一化を招き、取引ロットによっては取引価格に相違が生じ一物一価の原則が崩れるおそれがある。その結果、有価証券の流通性が阻害され</p>	<p>いわゆる一括転売制限は、日本国内において少人数私募又は少人数私売出しを行う際に必要な要件として規定されているものであり、当該制限を緩和することは、「多数の者に譲渡されるおそれが少ない場合」(金商法第2条第3項第2号、同条第4項第2号)に該当しなくなる可能性が高くなるため、基本的に認められな</p>

	<p>ることになり、金融商品取引業者は投資家の売却に応ずることができなくなる状況が生ずるおそれがあるため、一括転売制限についての規制の緩和を要望する。</p>	<p>いものと考えられます。</p>
180	<p>以下の取引については、金商法施行令第1条の7の3第11号に規定する外国取引(委託取引)に準じた取引で、「有価証券の売出し」には該当しない取引であると考えてよいか。</p> <p>①ベトナム株式全取引銘柄、13銘柄別の買いの勧誘件数をシステム管理(49件まで)し、勧誘権利を獲得した顧客向けにベトナム株の売買需要調査を行う。</p> <p>②その需要調査に基づき、銘柄別に VWAP ターゲットを基本発注方針として現地証券会社へ株式注文を執行する。</p> <p>③ホーチミン証券取引所の当日終値に基づき顧客向け売買価格を提示、顧客との合意を得た後、国内店頭取引で売買を執行し約定する。</p> <p>このように、顧客の売買需要(注文)を履行するために国内店頭取引(自己勘定取引)を行っている。需要予測は、市場開始前に行うので、終値に基づいた売買価格での執行に合意しない顧客も存在し、その際は、当社のポジションなる場合もあるが、それも顧客からの適切な売買注文履行のために弊社がリスクを取り行っているものである。</p>	<p>金商法施行令第1条の7の3第11号においては、「金融商品取引業者等が顧客のために(中略)有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買」については、有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引とされています。</p> <p>当該規定の対象となる取引は、基本的に、金融商品取引業者等による積極的な勧誘がない場合であって、顧客からの注文に対し当該注文に応じるための取引については、顧客が特定の銘柄について情報を取得しており、情報の非対称性や販売圧力がないと考えられることから、有価証券の売出しに該当しないものとしたものです。</p> <p>なお、当該取引に該当するか否かを判断するうえで、発注の形態については、特段の影響がないものと考えられます。</p>
181	<p>開示府令案第11条の2には、「目論見書の作成を要しない有価証券の売出し」が列挙されているが、「目論見書の作成を要しない売出し」に該当した場合に、任意に目論見書相当の説明文書を作成することは可能か。その場合、当該文書は金商法の規制を受ける「目論見書」になるのか、それとも同法第13条第5項に規定される、「資料」に該当することになるのか。</p>	<p>任意に説明文書を作成することは可能であり、その場合は、金商法第13条第5項に規定する「目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料」に該当するものと考えられます。</p>
182	<p>開示府令案第11条の2第2号イに、「有価証券の売出しに係る所有者である当該有価証券の発行者が行う売出し」が規定されているが、ここにいう「有価証券」には株券も含まれるのか。仮に株券も含まれるとした場合、株券の</p>	<p>開示府令第11条の2第2号イの「有価証券」は、株券、新株予約権証券、新株予約権証券が付されている有価証券に限られます。なお、「当該有価証券の発行者が行う当該有価証券の売出し」には、当該有価証券の発行者自身</p>

	「発行者が行う売出し」とは、具体的にはどのようなケースを想定しているのか。	が所有する有価証券について、自ら多数の者に対して売付け勧誘を行う場合が該当すると考えられます。
183	<p>開示府令案第4条第4項第2号及び第11条の2第2号に関し、金融商品取引業者において情報隔離が継続的に機能していれば、自社が発行し目論見書を用いて募集又は売出しを行った債券のセカンダリー売買には適用はなされず、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成・交付は不要であると考えてよいか。</p> <p>仮に、セカンダリー取引においても目論見書の作成・交付が必要ということになれば、既発行の自社発行債券における価格や流動性に影響が生じることは必至であり、現保有者に不利益をもたらす可能性が高い。さらには証券会社による今後の資金調達にも影響を与える可能性もある。これらを踏まえ、上記の状況において当該条文が適用されないことを条文修正により、若しくは本意見への回答において明らかにしてほしい。</p>	ご意見を踏まえ、開示府令第4条第4項及び第11条の2第2号において、有価証券の売出しに係る有価証券の所有者である当該有価証券の売出しについて、当該有価証券が債券である場合には、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成を要しないことといたしました。
184	<p>金商法第15条第6項によると、募集又は売出しに際して、いわゆる募残が生じたときは、その届出を行った日から三月を経過するまでは、その残部を「募集又は売出しによらないで」取得させ又は売りつける場合に募集又は売出し時に作成した目論見書の交付をしなければならないとされている。このとき、募集又は売出しに際して行った引受けが、発行会社の関係者等から金商法第2条第6項第2号に規定するいわゆる残額引受によるものであった場合で、かつ募残玉の投資者への売付けが取引所での売買によらない方法で行われた場合は、開示府令第4条第4項及び同第11条の2により有価証券通知書及び目論見書の必要な売出しとなると考えられる。しかしながら、この募残部の売付けは当初の募集又は売出しが継続しているものであり、新たな目論見書の作成を求めるものではないとの理解でよいか。</p>	ご意見のとおり、当該残部を届出の効力の生じた日から三月を経過する日までに、売出しによらないで、売り付ける場合には、当初の売出しが継続しているものであり、当初作成した目論見書を交付することでよいと考えられます。
●指定外国金融商品取引所告示		
185	<p>ホーチミン証券取引所を指定外国金融商品取引所に指定するか、私売出しの規則を外国</p>	<p>指定外国金融商品取引所の指定については、上場されている有価証券及び発行者に関</p>

	上場証券の国内店頭取引が可能となるようにしてほしい。	<p>する情報開示の状況並びに売買高等を勘案して総合的に判断することとしています。このような観点から検討した結果、当該取引所はその要件を満たしていないと考えられるため、今回は指定しないこととします。</p> <p>なお、外国上場証券であっても、金商法施行令第1条の8の4の要件に該当する場合には、いわゆる私売出しが可能であると考えられます。</p>
186	指定外国金融商品取引所告示案に指定されているホンコンストックエクスチェンジアンドクリアリングは、香港先物取引所及び香港証券決裁機関の持株会社であると考えられる。したがって、香港証券取引所を指定外国金融商品取引所として指定すべきではないか。	ご意見をふまえ、ホンコンストックエクスチェンジを指定外国金融商品取引所に指定いたしました。また、同様の観点から、ティーエムエックスグループと規定していたものを、トロントストックエクスチェンジとしました。
187	指定外国金融商品取引所告示案で示された指定外国金融商品取引所には、MTNプログラムの上場先としてよく利用する取引所が含まれている。指定外国金融商品取引所に上場しているMTNプログラムに基づいて発行される海外発行債券も、届出なしに売出しを行なうことが可能との理解でよいか。	海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されていれば、金商法施行令第2条の12の3第6号口の要件を満たすこととなりますが、当該要件においては、いわゆるMTNプログラムに基づいて発行される場合には認められないこととはされていないため、例えば、当該プログラムにおける発行者に関する情報の開示の状況が最新のものであると認められる場合等であれば、基本的に、当該要件を満たすものと考えられます。
●開示ガイドライン		
188	<p>開示ガイドライン 24 の5-23 に規定する開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 とあるのは、改正後の開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 3 という理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しければ、当該規定は、改正後の開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 3 に基づく臨時報告書の提出要件に定時株主総会直後の取締役会決議事項の修正又は否決した場合を追加する趣旨ではない旨を確認したい。</p>	<p>開示ガイドライン 24 の5-23 の改正は、改正後の開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 3 に係る規定になり、有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合の臨時報告書の記載内容に関する規定になります。例えば、有価証券報告書に定時株主総会の決議事項として記載した取締役が否決又は修正された場合に提出する臨時報告書において、定時株主総会直後に開催された取締役会の決議内容(新たに選任される取締役の役職等)を記載することができることを明らかにするものです。しかし、その趣旨が不明確であったことから、ご意見を踏まえ、規定を修正いたしました。</p>
189	定時株主総会もしくは当該定時株主総会直後の取締役会で新株予約権の発行・割当の決	定時株主総会で決議されることとなる取締役等に付与されるストック・オプションに関する

	<p>議を行う場合、有価証券報告書の「該当する箇所」は、「第4 提出会社の状況」の「ストックオプション制度の内容」のみでよいか、あるいは「新株予約権等の状況」も含むのか。</p> <p>有価証券報告書を早期提出すると、早期提出しない場合よりも記載すべき事項が増えることになる制度は、合理性に欠けるのではないか。記載上の注意(1)eのような一般的事項としての記載のみではなく、個々の項目毎に記載対象とすべきか明記してほしい。</p>	<p>決議事項については、有価証券報告書の「第4 提出会社の状況」の「(8)ストックオプション制度の内容」に記載する必要がありますが、「新株予約権等の状況」に記載する必要はないものと考えられます。</p>
190	<p>開示ガイドライン案 24 の5-30 では、「開示府令第 19 条第2項第9号の2ハに規定する『当該決議の結果』には、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成の意思の表示に係る議決権数の割合(小数点以下三桁を四捨五入し小数点以下二桁までとした数)を記載することに留意する」と規定されているが、「小数点以下三桁を四捨五入し小数点以下二桁までとした数」が「割合」における数字を更に少数点以下 2 桁とするのか否かが明確ではない(〇〇パーセントで足りるのか、〇〇.〇〇パーセントまで必要なのか)。開示の範囲を明確にすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、開示ガイドライン 24 の 5-30 の規定を修正し、可決・否決の「根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合」を記載することとしました。100 を乗じた%で記載することが考えられますが、この場合に記載すべき小数点以下の桁数は、個別の決議結果によって異なることが考えられます。例えば、ある普通決議事項が 50.004%で可決された場合、50.00%という割合では可決されたか否かが分からないため、小数点以下第3位まで記載することが必要になると考えられます。</p>
191	<p>「議決権の割合」とあるが、この割合算出のための分母については、前日までの議決権行使と「当日出席株主のすべての議決権」(いわゆる途中退場を勘案しない趣旨)の合計とする取扱いも可能との理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりであると考えられます。</p>
192	<p>開示ガイドライン案 24 の5-30 で、「決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成の意思の表示に係る議決権数の割合」を記載するとしているが、株主総会の実務上の観点から、「決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合」としていただきたい(反対が過半数であることが明らかであることにより、否決が確認できる場合がある)。</p>	<p>ご意見を踏まえ、開示ガイドライン 24 の 5-30 において、「その根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合」と規定します。</p>
●その他		
193	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(59)gの「監査公認会計士等の移動(第 19 条第2項第9号の2に規定する…)」とあるのは、「監査</p>	<p>ご意見を踏まえ規定を修正いたしました。</p>

	公認会計士等の移動(第 19 条第2項第9号の4に規定する…)」と改正すべきではないか。	
194	常勤役員(取締役・監査役)は、他の会社(親会社・子会社・関連会社を除く)等の非常勤役員の兼任関係を開示する。また、非常勤役員(取締役・監査役)も当該会社以外の会社(親会社・子会社・関連会社を除く)で常勤役員を務めている場合の兼任関係を開示することにはどうか。	提出会社の役員他社の役員との兼任状況については、開示府令第二号様式記載上の注意(56)aに従って「役員の状況」欄に記載することが考えられます。また、提出会社の役員が社外役員である場合、兼任先が例えば提出会社の親会社又は兄弟会社である場合に、社外役員と提出会社の利害関係(同記載上の注意(57)a(c)、b(c))の内容として具体的に記載することが考えられます。
195	組込方式による有価証券届出書(第二号の二様式)の「追完情報」及び参照方式による有価証券届出書(第二号の三様式)の「参照情報」における事業等のリスクの記載に係る改正と同様に、外国会社の発行登録書(第十四号様式)及び発行登録追補書類(第十五号様式)についても、四半期報告書又は半期報告書の提出日以降、発行登録書及び発行登録追補書類提出日までの間に、当該四半期報告書又は当該半期報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その内容等についても記載すべきではないか。	ご意見を踏まえ規定を修正いたしました。